

令和3年 第1回定例会

# 高山村議会会議録

令和3年3月3日 開会

令和3年3月16日 閉会

高山村議会

## 令和3年第1回高山村議会定例会会議録目次

### 第1号（3月3日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
村長挨拶.....	4
開議の宣告.....	5
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
同意第1号の上程、説明、採決.....	6
同意第2号の上程、説明、採決.....	8
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第2号の上程、説明.....	11
議案第3号の上程、説明.....	13
議案第4号の上程、説明.....	15
議案第5号の上程、説明.....	16
議案第6号～議案第9号の一括上程、説明.....	17
議案第10号の上程、説明.....	18
議案第11号の上程、説明.....	19
議案第12号の上程、説明.....	20
議案第13号の上程、説明.....	21
議案第14号の上程、説明.....	22
議案第15号の上程、説明.....	23
議案第16号の上程、説明.....	25
議案第17号の上程、説明.....	26

議案第 18 号の上程、説明.....	2 6
議案第 19 号の上程、説明.....	2 7
議案第 20 号、議案第 21 号の上程、説明.....	2 8
議案第 22 号の上程、説明.....	2 9
議案第 23 号の上程、説明.....	3 0
議案第 24 号の上程、説明.....	3 1
議案第 25 号～議案第 32 号の一括上程、説明.....	3 2
議案第 33 号～議案第 40 号の一括上程、説明.....	4 1
一般質問.....	4 7
6 番 山 口 英 司 君.....	4 8
3 番 林 和 一 君.....	5 3
4 番 後 藤 肇 君.....	5 7
1 番 後 藤 明 宏 君.....	6 1
休会について.....	6 4
散会の宣告.....	6 4

## 第 2 号（3月16日）

議事日程.....	6 7
本日の会議に付した事件.....	6 9
出席議員.....	6 9
欠席議員.....	6 9
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	6 9
事務局職員出席者.....	6 9
開議の宣告.....	7 0
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 0
議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 1
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	7 2
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	7 5
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	7 7
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	8 0

議案第 6 号 ~ 議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	8 0
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決.....	8 2
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決.....	8 3
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	8 3
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決.....	8 4
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決.....	8 5
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決.....	8 5
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決.....	8 6
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決.....	8 6
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決.....	8 7
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決.....	8 8
議案第 2 0 号及び議案第 2 1 号の質疑、討論、採決.....	8 8
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決.....	8 9
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決.....	9 0
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決.....	9 1
議案第 2 5 号 ~ 議案第 3 2 号の質疑、討論、採決.....	9 1
議案第 3 3 号 ~ 議案第 4 0 号の質疑、討論、採決.....	1 0 6
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決.....	1 3 7
委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について.....	1 3 8
議員派遣について.....	1 3 9
閉会の宣告.....	1 3 9
署名議員.....	1 4 1

## 令和3年第1回高山村議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年3月3日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 高山村監査委員の選任について
- 日程第 4 同意第 2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第 2号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 高山村立たかやまこども園設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第 6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 高山村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 高山村立学校設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 高山村立学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 高山村育英条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 高山村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 高山村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 高山村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 高山村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 高山村道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 高山村幼稚園保育料条例の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 2 年度高山村一般会計補正予算（ 9 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 2 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（ 第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 2 年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（ 第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 2 年度高山村介護保険特別会計補正予算（ 第 4 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 2 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（ 第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 2 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（ 第 2 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 2 年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（ 第 4 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 2 年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（ 第 4 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 3 年度高山村一般会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 3 年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 3 年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 3 年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 令和 3 年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 令和 3 年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 令和 3 年度高山村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 令和 3 年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算

日程第 4 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 0 名 ）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富 士 夫 君	6 番	山 口 英 司 君
7 番	平 形 眞 喜 夫 君	8 番	奈 良 哲 男 君
9 番	小 林 進 君	1 0 番	林 昌 枝 君

欠席議員（ なし ）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	割 田 眞 君
会計管理者兼 税務会計課長	星 野 茂 樹 君	住 民 課 長	飯 塚 欣 也 君
保健みらい 課 長	割 田 信 一 君	農 林 課 長	平 形 英 俊 君
建 設 課 長	飯 塚 優 一 郎 君	地 域 振 興 課 長	林 隆 文 君
教 育 課 長	金 井 等 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後 藤 好	書 記	林 大 生
--------	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和3年第1回高山村議会定例会を開会します。

#### 村長挨拶

議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第1回高山村議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和2年度も残すところ1か月を切りましたが、その間の村政運営が順調に推移したことは、議員皆様をはじめ村民のご理解とご協力によるものと、心より深く感謝申し上げます。

さて、第1回定例会の開会に当たり、令和3年度予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするわけですが、私が村政運営に臨む所信の一端を述べさせていただき、ご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

一昨年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界に広がり、社会のシステム、人々の生活に大きな影響を及ぼしております。外出自粛要請により、経済、雇用が不安定化する中で、新しい生活様式の取り入れで働き方が変わり、教育の在り方にも大きな変革が迫られております。

国は、令和2年度中に緊急経済対策として、経済を立て直すべく、3回の補正、合計76兆円もの大型補正予算を組み、感染症対策に当たってきました。高山村においても、2億5,000万円の臨時交付金の交付を受け、地域経済対策や感染防止対策、学校の学習環境の整備を行ってきたところでございます。

感染防止対策の切り札として期待される新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施については、2月16日付で厚生労働大臣より、2月17日から令和4年2月28日までの期間

において、予防接種をするよう指示が出されました。これにより、ワクチン接種の医療従事者への先行接種が国内で先月17日より始まり、優先順に接種が始まりました。しかし、いまだかつてない経験したことのない国民を対象としたワクチン接種を円滑に進めるためには、全国各地で十分な人材、資材、接種場所等の確保など、万全の準備を整える必要があります。

高山村においても、国や県の動向を注視しながら、4月以降の65歳以上の方から接種開始に向け、準備を進めているところでございます。

政府は、感染拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題であるデジタル社会、グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など、全世代型社会保障制度等にも対応する令和3年度政府予算案を作成しました。

本村においては、こうした国の動向に注視しながら、現状をしっかりと捉えるとともに、中長期的な展望を視野に入れ、将来を見据えた取組が必要と考えております。

また、本村のような小さな自治体の特徴を生かした小回りのきく施策展開と官・民・地域連携、民意と行政との乖離を是正した総合的な戦略の策定、運用を目指すものでございます。

新年度予算においては、大きな事業の終了や事業費の縮減などにより、一般会計において前年度当初比マイナス15.3%の減額予算となりました。

予算編成に当たっては、財政の中長期的な展望に立ち、収支不足が続く財政構造の脱却に向け、財源の積極的な確保を図るとともに、経費の削減、事務事業の見直しなど、歳出の抑制に努め、村の現状と将来を見据える中で、効果的に事業展開できるよう全庁体制で取り組んだ次第でございます。

令和3年度において、ポストコロナ次世代を見据えつつ、本村の将来像である「笑顔で輝く高山村」の実現に向け、第5次高山村総合計画後期基本計画を基本とし、方針を定めました。議員各位のご理解を頂きながら諸課題に取り組む覚悟ですので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に付議を予定している案件は、同意が2件、規約の変更に関する協議が1件、条例の制定・改正が23件、補正予算が8件、当初予算が8件で合計42件となります。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、議会招集の挨拶とさせていただきます。

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、林和一議員及び4番、後藤肇議員を指名します。

#### 会期の決定

議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間としたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間と決定しました。

#### 同意第1号の上程、説明、採決

議長（林 昌枝君） 日程第3、同意第1号 高山村監査委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、代表監査委員として尽力されております後藤友良さんが3月31日で4年の任期が満

了となります。

後藤友良さんの後任として、高山村大字中山877番地1に在住の関令二郎さんをお願いしたいと思います。

関さんは、44年間という長きにわたり郵便局に勤務され、その職務に精励されました。定年までの12年間は沼田上久屋郵便局長として勤務され、経営の健全性の維持、確保、地域における郵便サービス向上のため指導、監督されてまいりました。また、関さんは人格が高潔で、地方自治の本旨及び財務管理、行政運営に見識を有しており、経歴と人柄は監査委員に適任であると考え、ご提案を申し上げた次第でございます。

議員各位のご同意をいただきたくお願い申し上げます。

議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから、同意第1号 高山村監査委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、後藤明宏議員、2番、佐藤晴夫議員、3番、林和一議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（林 昌枝君） 異常なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

議長（林 昌枝君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔順次投票〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

同意第2号の上程、説明、採決

議長（林 昌枝君） 日程第4、同意第2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 同意第2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提

案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります飯塚興志次さんが、今月26日に任期満了となりますが、引き続きお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

飯塚さんは、長年にわたり地方自治の振興、発展に貢献され、現在においても幅広く活躍されているところでございます。人望も厚く、固定資産評価審査委員に適任であると考え、ご提案を申し上げた次第でございます。

議員各位のご同意をいただきたくお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから、同意第2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、後藤明宏議員、2番、佐藤晴夫議員、3番、林和一議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（林 昌枝君） 異常なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

議長（林 昌枝君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔順次投票〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第 5、議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書 4 ページ、新旧対照表は 1 ページから 3 ページをご覧ください。

館林市が新たに群馬県総合事務組合の組織団体となり、別表 2 の 5 の項の事務（地方公務員災害補償法第 69 条の規定に基づく議会の議員その他非常勤職員の内法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理）を、令和 3 年 4 月 1 日から行うため、別表に館林市を加えるものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論はありませんね。

これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第 2 号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第 6、議案第 2 号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第 2 号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する

条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本村は、地上デジタルテレビ放送難視聴地域のため、各テレビ共同受信組合からケーブル共同受信設備により、テレビの視聴を行っています。

平成30年1月9日付で、村内テレビ共同受信組合の5団体から設備の老朽化に伴い、村整備によるケーブルを使用しない無線による方法でテレビが視聴できる施設整備の要望がなされました。

それを受け、各テレビ共同受信組合と調整を図りながら、令和元年6月21日に高山村テレビ無線共聴システムの工事に着手し、令和2年度において完成の運びとなりましたので、高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の制定をお願いするものでございます。

第1条の目的については、地上デジタルテレビ放送の難視聴状態の解消を図るための施設の設置について定めております。

第2条については設備の区分等を定めており、第3条については施設の管理について定めております。

第4条の業務については、地上デジタルテレビ放送を無線で各家庭へ送信することを定めております。

第5条の施設の使用料については無料と定めており、第6条の委任については、その他必要な事項を規則で定めることとしております。

附則についてですが、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

最後に、別表については、第2条の設置区分の設置場所を明記しております。

受信点設備は、茶屋ヶ松集会場に設置しており、前橋局、榛名山から直接電波を受信しております。配信設備はいぶき会館に設置しており、村内28か所のアンテナ設備から電波を無線で各家庭へ送信することになります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第3号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第3号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第3号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年12月に公職選挙法の一部が改正され、町村における立候補に係る環境改善のため、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大が規定され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成、選挙運動用のポスターの作成が条例による選挙公営の対象とされました。併せて、町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとされました。

この法律の改正を受け、選挙運動の公費負担に関する条例を新たに制定したいというものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、施行日以降に告示をされる選挙について適用となります。

なお、条例の詳細な説明については、総務課長よりいたしますので、慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） お世話になります。

それでは、私のほうから議案第3号につきまして、補足の説明をさせていただきます。

この条例は、村長の提案理由の説明にもありましたように、選挙運動の公費負担について定めるものでございます。

議案書9ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第1条は選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターについて、公費負担に関し必要な事項を定めるという趣旨でございます。

第2条は、選挙運動用自動車使用の公費負担を規定しております。選挙運動期間中に、金額の範囲内で選挙運動用の自動車を公費負担するというものでございます。これは、候補者が供託物が没収されることとなる場合を除き、選挙運動用の自動車を一定限度額の範囲内で無料で使用することができるというものでございます。

第3条は、第2条の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について規定したもので、一般乗用旅客自動車運送事業者等、これはハイヤー等が該当になりますけれども、この契約事項について記載してあります。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続について規定をしたものでございます。

次に、10ページをご覧くださいまして、(1)になりますけれども第1号では、第3条においての契約が運送事業者の場合は、1日当たりの公費負担額の上限を6万4,500円と定めたものでございます。

第2号では、運送事業者以外の契約である場合は、まず、アでは自動車の借入契約、これはレンタカー等が対象となりますが、使用した場合には1日当たりの公費負担の上限が1万5,800円と定めたものになります。

次に、イでは選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合は、燃料代1日当たりの公費負担額の上限を7,560円と定めたものです。

次に、ウでは運転手の雇用に関する契約の場合は、1日当たりの公費負担額の上限を1万2,500円と定めたものでございます。

次に、11ページをご覧くださいまして、第5条では、第4条の1号で定める運送事業者等との契約と、2号で定める自動車借入れ等との契約がある場合、どちらかを指定するというものでございます。

次に、第6条から第8条までは、選挙運動用のビラの作成について規定しています。候補者が供託物を没収されることとなる場合を除き、選挙運動用ビラを一定限度額の範囲内で作成することができるようになります。公費で支払われる額は、ビラ1枚の作成単価の限度額7円51銭に作成枚数1万6,000枚を限度として公費負担することとなります。

第9条から、次の12ページの第11条までは、選挙運動用のポスター作成費用の公費負担を規定したものととなります。候補者が供託物を没収されることとなる場合を除き、選挙運動用のポスターを一定限度額の範囲内で無料で作成することができるようになります。公費で支払われる額は、高山村においての作成限度単価は5,302円で作成限度枚数130枚となります。

第12条は委任事項となります。

以上で、補足の説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長(林 昌枝君) 本案については、議案調査としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第4号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第4号 高山村立たかやまこども園設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第4号 高山村立たかやまこども園設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

高山村では、令和3年4月1日より、従来の幼稚園を幼稚園型認定こども園とし、開園いたします。

今回開園するにあたって、新たに条例の制定をお願いするものでございます。

内容としては、設置及び入園資格、利用者負担額等を規定するものでございます。

条例の詳細な内容につきましては、教育課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 私のほうから、議案第4号 高山村立たかやまこども園設置条例の制定に関する補足説明をさせていただきます。

議案書の14ページ、15ページをご覧ください。

今回の制定は、高山村立学校設置条例中の幼稚園の設置規定を削除し、新たにこども園設置条例を定めるものとなっております。

まず、第1条では地方自治法に基づき、こども園を設置する等、条例の趣旨を規定しております。

第2条では設置規定を、第3条では用語の定義を規定しております。

第4条は施設名称、設置及び定員になりますが、名称を高山村立たかやまこども園、定員につきましては105人と規定しております。

第5条では職員の設置を、第6条では子ども子育て支援法に基づく、入園資格を規定しております。

第7条は実施する事業ですが、学校教育法に掲げる教育及び児童福祉法で掲げる保育並びに一時預かり保育事業について規定しております。

15ページをご覧ください。

第8条は、利用者負担額について認定区分に応じ徴収するとしておりますが、一号認定及び二号認定の子供ともに、利用者負担額はゼロ円と規定しております。

第9条は規則への委任事項となっております。

また、附則では本条例の施行期日を令和3年4月1日とするものです。

以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第5号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、第1条、職員の給与に関する一部改正では、職員の給与に関する条例に地域手当を加えることによる改正となります。

議案書17ページをご覧ください。新旧対照表は4ページをご覧ください。

この条例でいう地域手当とは、勤めている地域によって、物価や生活費が違ってくるため、その差の部分を地域手当として支給するものでございます。

第10条の2に加える第10条の3で、規則で定めるところ、地域手当の対象となる地域は、群馬県のうち、高崎市、前橋市、太田市及び渋川市となり、地域手当の対象となる職員は、

高山村では群馬県庁へ派遣される職員が対象となります。

第2項で定める支給率は100分の3となります。

以上、条例で地域手当の文言を加える改正となります。

次に、17ページ下段の第2条、職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、新旧対照表の8ページをご覧ください。この改正は給与構造の見直しに伴う平成18年当時の経過措置が条例上残っていたため、3月31日をもって終了する旨を規定したものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定は令和3年4月1日から施行したいとするものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第6号～議案第9号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてから日程第13、議案第9号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第6号から議案第9号、議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第9号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど上程いたしました議案第5号において、地域手当に関する条文を追加させていただきましたが、関連する条例に地域手当の文言の追加が主なものとなります。

まず、議案書20ページ、新旧対照表9ページをご覧ください。

議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、第4条及び第7条に地域手当を加えるものでございます。

次に、議案書22ページ、新旧対照表10ページをご覧ください。

議案第7号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について、第4条に法律に合わせた字句の訂正及び地域手当の追加、第7条においても地域手当の追加となります。

次に、議案書24ページ、新旧対照表11ページをご覧ください。

議案第8号 高山村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についても、第3条に地域手当に関する字句を追加するものでございます。

次に、議案書26ページ、新旧対照表12ページをご覧ください。

議案第9号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正につきましては、第2条において、「在職」とあるのを「在勤」と改めるものですが、これは寒冷地手当の支給条件を高山村に籍がある者ではなく、勤務する者とするものと字句の改正を行うものでございます。

なお、これらの4条例では、令和3年4月1日からの施行とするものです。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

暫時休憩といたします。

11時から再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

議案第10号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第14 議案第10号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第10号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

高山村では、令和3年4月1日より、村立学校にコミュニティ・スクールを導入するに当たり、学校運営協議会を設置いたします。

開かれた魅力ある学校づくりを推進するために、平成14年に学校評議員を設置して、学校評価や地域学校協働活動等について協議が行われてきましたが、学校運営協議会の設置により、その機能が全て含まれ、学校評議員が廃止されることから、今回、非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案書28ページ、新旧対照表は13ページをご覧ください。

改正内容は、別表中の「学校評議員」を「学校運営協議会委員」に改め、附則では本条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものです。

慎重審議の上、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第11号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県が示す準則とずれが生じていたため、字句の修正及び条文の追加等を行うものでございます。

議案書30ページ、新旧対照表は14ページから17ページをご覧ください。

第2条第2号の改正は字句の整理となります。

第7条第1項の改正内容は、育児休業をしている非常勤職員で、基準日前6か月の間に勤務した期間がある場合に、勤務期間に応じて期末手当が支給できるように改正するものでございます。

第8条に追加する1項は、育児休業から復帰する際の給料の調整について、復帰する職員と他の職員に著しい差が出た場合に、通常の計算だけによらず、調整ができるよう改正するものとなります。

第16条、第21条、第22条及び第23条の改正は字句の整理となります。

なお、この条例は公布の日から施行となります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第12号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第12号 高山村立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第12号 高山村立学校設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

たかやまこども園へ移行することにより、高山村立学校設置条例中の幼稚園の規定部分を削除する条例の一部を改正するものでございます。

議案書32ページ、新旧対照表は18ページをご覧ください。

改正内容は、第2条中の「幼稚園」及び別表中の「高山村立高山幼稚園」の項を削除し、附則では、本条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とい

たします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第13号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第13号 高山村立学校給食センター設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第13号 高山村立学校給食センター設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

たかやまこども園への移行により、幼稚園の規定部分をこども園に、また給食センター運営委員の構成について、学校運営協議会委員を加えることで、重複する従来の運営委員の各号を削除する条例の一部を改正するものでございます。

議案書の34ページ、新旧対照表は19ページ、20ページをご覧ください。

改正内容は、第1条中の「幼稚園」を「こども園」に、第5条第3号中の「村立高山小学校長」を「学校運営協議会委員10名以内」に改め、4号から11号までの重複する運営委員の号を削除し、第12号を第4号に、第13号を第5号に繰り上げるものでございます。

また、附則では本条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第14号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第14号 高山村育英条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第14号 高山村育英条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、高山村の育英基金は総額1億2,000万円で、1月末現在の貸付総額は5,525万4,000円、手持ちの資金が6,474万6,000円となっています。

育英生の内訳は、4年生の大学生13名、短大生、専門学校生、高校生、各1名で、合計16名が貸与を受けております。

平成26年度から国の高校生授業料無償化の政策もあり、近年では大学生以上の育英生がほとんどを占め、進学に保護者の負担が非常に大きくなっています。また、現在のコロナ禍の中でアルバイトができずに負担が増しているような話も聞こえてまいります。

今回、基金にも余裕があり、運用も順調なことから、大学生またはこれと同等程度の修学生の貸与上限額を引き上げるとともに、大学から大学院への進学のように、継続して育英貸与金の申請ができるよう条例の一部を改正するものでございます。

議案書の36ページ、新旧対照表は21ページをご覧ください。

改正の内容は、第4条第2項の継続して育英生となることはできない規定を削除し、第5条第1項中「50,000円」の上限額を「70,000円」に改正するものでございます。

また、附則では本条例の施行期日を公布の日からとするものです。

なお、条例改正の内容については、2月10日に開催された高山村育英審議会に諮り、意見を具申した上で承認をいただいております。

以上、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第15号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第19、議案第15号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第15号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は37ページをご覧ください。

本案は、医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月にオンライン資格確認が開始されることとなりました。

オンライン資格確認等の実施に伴い、健康保険法等の一部改正がされたこと、また重度心身障害者の医療費が見直しされたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたことによる条例改正でございます。

詳細につきましては、住民課長より説明させますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 住民課長。

住民課長（飯塚欣也君） お世話になります。

それでは、私より、議案第15号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について補足の説明を申し上げます。

議案書は38ページでございます。改正内容は多岐にわたるため、新旧対照表でご説明を申し上げます。新旧対照表は、22ページをご覧ください。

第2条関係の改正は、オンライン資格確認等の実施に伴い、健康保険法等の一部が改正されることによる改正でございます。

第2条第3項から第3項第4号までの改正は、重度心身障害者の食事療養費標準負担額の助成条件の規定の整理でございます。

新旧対照表は、23ページをご覧ください。

第2条第4項の改正は、文言の整理及び福祉医療費の支給対象となる医療機関等の範囲に追加分を明記するものでございます。

第2条に新たに第6項及び第7項を追加するものについては、「減額認定証及び電子資格確認並びに電子的確認の定義」を追加するものでございます。

新旧対照表は、24ページをご覧ください。

第3条関係は、重度心身障害者の医療費助成の見直しに伴う所得制限の基準額及び所得制限の対象となるもの並びに範囲を規定するための改正でございます。

第3条第1項第1号については、新たに第3号が追加となったことによる文言の訂正でございます。

また、同項第2号については、新たに「重度心身障害者」の文言を追加するものでございます。

新旧対照表は、25ページをご覧ください。

同項第3号につきましては、新たに高齢重度障害者を定義するものでございます。

第3条第2項第1号では、生活保護の停止をされているものに関する取扱いを新たに明記をするものでございます。

新旧対照表は、25ページから26ページをご覧ください。

同条第2項に新たに第3号及び第4号並びに第3項、第4項を追加するものにつきましては、重度心身障害者医療費助成の見直しに伴い、所得制限の基準額及び所得制限の対象となるもの並びに範囲を新たに規定をするものでございます。

第6条については、「オンライン資格の確認等の実施に伴う被保険者証や減額認定証による確認」に加えて、「電子資格確認及び電子的確認による確認」を追加するものでございます。

新旧対照表は、27ページ、28ページをご覧ください。

第7条については、重度心身障害者の食事療養費基準負担額の助成条件の規定を整理するために2項及び3項を追加し、明文化するものでございます。

新旧対照表は、29ページをご覧ください。

第9条及び第11条については、オンライン資格確認等の実施に伴う文言の整理となります。

議案書40ページで、附則でございますが、「この条例は公布の日から施行する。ただし、第3条第2項から第4項の改正規定は、令和5年8月1日から施行する」とございますが、この理由でございますが、福祉医療費の福祉医療受給者証が令和3年8月1日に一斉更新されます。本来であれば3か年の有効でございます。令和5年8月1日から重度心身障害者の医療費が見直しをされるため、2か年の有効期限にするためでございます。

以上で補足の説明を終わります。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第16号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第20、議案第16号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第16号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は42ページ、新旧対照表は30ページをご覧ください。

まず、第2条第3号では、保育所の定員を「80人」から「60人」に改めるものでございます。

これは、令和3年度から本村においてこども園の運営が始まり、今まで保育所でお預かりしていた3歳児から5歳児までの幼児をこども園で預かることとなりますので、保育所の定員を減らすものでございます。

次に、別表備考中では、「幼稚園」の次に「こども園」を加えるものでございます。

これにつきましても、令和3年度から本村においてこども園の運営が始まることにより、1号認定のこども園利用者が一時預かり制度を利用する場合の対応ができるようにするためでございます。

なお、保育料につきましては、平成31年3月に条例を改正して、当分の間徴収しないこととなっております。

また、附則では、本条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第17号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第21、議案第17号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第17号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は44ページ、新旧対照表は31ページをご覧ください。

まず、第7条につきましては、令和3年度から本村においてこども園の運営が始まることにより、「支援の特例」を削除するものでございます。

第12条第3項では、放課後児童支援員の定義と研修について規定されており、「研修では都道府県知事が行うもの」に加え、「指定都市若しくは中核市の長が行う研修」も加えるものでございます。

次に、同項第4号では、文言を整理し、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とするものであります。

次に、同項第10号では、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、村長が認めた者」を加えるものといたします。

また、附則では、本条例の施行期日を公布の日からといたします。

慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第18号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第22、議案第18号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第18号 高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は46ページ、新旧対照表は32ページをご覧ください。

本案は、本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正することが必要になったことによる条例改正でございます。

附則第6項中、中段に記載のある新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する「新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改めるものでございます。

また、附則では、この条例は公布の日から施行するものであります。

慎重にご審議をいただき原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第19号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第23、議案第19号 高山村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第19号 高山村指定地域密着型介護サービスの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は48ページをご覧ください。新旧対照表は33ページからになります。

国が定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正する必要が生じました。

本条例で定めている基準は、国の基準と同じであるため国に準拠するよう改正するとともに、第4条に新たに1項を付け加え第2項とし、指定介護予防支援事業者の資格において、暴力団との関係が疑われる事業所を参入できないよう規定するものでございます。

慎重にご審議をいただき原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第20号、議案第21号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第24、議案第20号 高山村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第25、議案第21号 高山村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第20号 高山村指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから議案第21号 高山村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまで、関連がございましたので一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案書は49ページから、新旧対照表は59ページをご覧ください。

指定地域密着型介護予防サービス事業及び地域密着サービス事業につきましては、厚生労働省令で定める基準により、運営を行っておるところでございます。

令和3年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行う必要が生じました。

改正の内容でございますが、両議案とも同様の改正であり第3条に新たに2項を付け加えるものでございます。

第3項につきましては、最近一部サービス事業所で問題となっている利用者の人権の擁護及び虐待の防止等並びに従業員の研修を実施し、利用者が安心して施設を利用できるよう適切な処置を講ずることを目的に新たに付け加えるものでございます。

第4項につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から感染症が発生し、または蔓延をしないよう必要な措置を講ずるよう努めることを目的に新たに付け加えるものでございます。

また、両議案とも委任の条において、「条文の中の規則」を「基準省令」に改めるものでございます。

なお、附則においてこの条例は、令和3年4月1日から施行するものと定めるものでございます。

以上、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第22号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第26、議案第22号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第22号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案書54ページ、新旧対照表は61ページをご覧ください。

今回の条例改正は、群馬県が小口資金に係る返済負担軽減策として、平成15年度から実施している借換制度について、令和3年度も引き続き継続することを受けて、改正するものがございます。信用保証の対象業種の見直しに伴う改正及び本文附則の期日を改正するものがございます。

改正の内容ですが、第2条第1号中、第1項に規定する「風俗営業」、第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」及び第13項に規定する「接客業務受託営業を除く」を第5項に規定する「性風俗関連特殊営業を除く」に改め、附則第2項中、「令和3年」を「令和4年」に改めるものがございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第23号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第27、議案第23号 高山村道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第23号 高山村道路占用料徴収条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は55ページから、新旧対照表は63ページからとなります。

今回の改正は、道路占用料を減額改正するものであります。

道路占用料は、道路法及び道路法施行令に基づき、各自治体ごとに条例で定められております。

本村では平成17年に条例が制定され、平成22年に占用料の改正が一度行われましたが、

その後改正をしておらず、他の市町村と比べて高い傾向にあります。令和2年度において、基準となる国の道路占用料が改定されていますので、その基準に合わせた改正を行うものとなります。

今回の占用料の改正により、令和2年度ベースで試算しますと、現行39万円1,000円のベース道路占用料が改正後は27万円と、おおよそ3割減少の見込みとなります。

なお、本条例は令和3年4月1日から施行といたします。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第24号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第28、議案第24号 高山村幼稚園保育料条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第24号 高山村幼稚園保育料条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案書60ページをご覧ください。

たかやまこども園への移行により、高山村立たかやまこども園設置条例中に利用者負担額を規定し、高山村幼稚園保育料条例は廃止するものでございます。

また、附則では、本条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第25号～議案第32号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第29、議案第25号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）から日程第36、議案第32号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第4号）までの8議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第25号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第9号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,462万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ39億7,447万1,000円とするものでございます。

補正予算の概要でございますが、歳入において、それぞれの科目での事業実績による計数整理及びコロナ禍の中の予定されていた各事業の縮小や中止などによる減額が大きなものとなります。

なお、本補正では、防災・減災省エネルギー設備導入事業において、継続費の補正を本年度において実施を予定しております戸籍システム改修事業等8事業に対し、地方自治法第213条の規定により繰越明許をお願いするとともに、地方債において、起債の追加及び変更についてそれぞれ補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の大幅な減額補正となったわけでございますが、先ほど申し上げました当初の予算におきまして実施を予定されていた事業の見直し、新規事業の実施、また、事業費の抑制等による不用額の減額等が主な概要となります。

補正予算の詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

議案第26号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,359万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億277万円にするものでございます。

詳細につきましては、住民課長から説明させますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第27号 高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,948万2,000円にするものでございます。

詳細につきましては、住民課長から説明させますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第28号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,399万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億7,337万5,000円にするものでございます。

詳細につきましては、住民課長から説明させますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第29号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ239万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1万3,000円とするものでございます。

令和2年度の事業実績により計数整理を行うものとなります。

事項別明細書6ページ及び7ページをご覧ください。

歳入では1款財産収入、1項1目不動産売払収入の239万2,000円を販売実績がなかったことにより減額するものでございます。

歳出につきましては、27節繰出金で、一般会計への繰出金239万2,000円を減額するものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第30号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,610万6,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を5,312万8,000円にするものでございます。

歳入では、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金が689万4,000円の減額、2款県支出金、1項1目農業用水事業県補助金で、農村地域防災・減災事業費補助金が3,300万円の増額となります。

歳出では、1款農業用水事業費、1項1目施設管理費689万4,000円の減額となりますが、主な要因としては、12節役務費において、高山揚水場廃止協議に伴う資料とするため、JR東日本株式会社より取水期における流量調査の申出があり、当初予算に計上しておりましたが、その後JR側から連絡がなく流量調査をしなかったため、399万4,000円全額を減額、10節需用費において、電気料や施設修繕料が少なく済んだことにより288万3,000円の減額、その他では端数整理による減額となります。

そして、新規となります1項1目農村地域防災・減災事業において、12節業務委託料で、農村地域防災・減災事業、調査計画事業3,300万円が増額となります。

議案第30号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第2号)、この事業は、国から防災重点のため池に選定されている村内にある農業用水ため池8か所について、豪雨・地震等の安全性を確認するための調査で全額国費となり、国による令和3年度予算の確保が難しいため令和2年度補正で予算措置を行い、令和3年度予算300万円を合わせて合計3,600万円の事業予算で事業を行うというものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第31号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,073万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億648万円とするものでございます。

主な補正内容を申し上げますと、歳入では、2款使用料及び手数料、1項1目使用料で、過年度使用料が当初の見込みより増加したことにより80万円増額、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、1,707万9,000円の減額、6款諸収入、1項3目消費税還付金が574万円の増額となります。

歳出では、2款水道事業費、1項1目水道管理費において、12節委託料で、設計委託及び事業委託料が263万円の減額、14節工事請負費では、役原・五領線連絡管布設工事費が実施精査により616万円の減額、26節公課費では、消費税が150万円の減額となります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第32号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ802万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,739万9,000円とするものでございます。

主な補正内容を申し上げますと、歳入では、1款分担金及び負担金、1項1目水をきれいにする事業費分担金で、新規加入者がいなかったため250万円の減額、2款使用料及び手数料、1項1目水をきれいにする事業使用料では、40万円の増額となります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、591万8,000円の減額となります。

歳出では、2款事業管理費で、東地区及び中央地区において新規の加入がなかったため、両地区の取付管設置工事費を合わせて250万円減額。

また、マンホールポンプ通報装置の更新工事については、FOMA回線をLTE回線に改修する工事を予定していましたが、次世代通信5Gの導入が進んでいることから工事を見送ったことにより、両地区の工事費564万4,000円を減額いたした次第であります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） それでは、議案第25号の補足説明を総務課長、お願いします。

総務課長（割田 眞君） それでは、私のほうから議案第25号 高山村一般会計（第9号）について、補足の説明をさせていただきます。

まず、1ページ、第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。

次に、第2条では、継続費の補正、第3条では、繰越明許について、また、第4条については、地方債について、それぞれの補正となります。

6ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第2表、防災・減災省エネルギー設備導入事業についての継続費の補正について、こちらは実績に基づきまして補正を行うものとなります。

第3表、繰越明許費についてとありますが、それぞれ令和3年度へ繰越しをお願いします8事業について示したものになります。

次に、7ページ、第4表、地方債の補正でございます。

第1表につきましては、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金及び地方揮発油譲与税の落ち込みを見込んで減収補填債を新たに借り入れするため追加をお願いするものでございます。

第2表につきましては、4事業につきまして、事業の実績に合わせて記載の借入額の限度

額の変更をお願いするものでございます。

次に、11ページをご覧くださいと思います。

11ページからは歳入になりますが、歳入のうち、主な内容について説明をさせていただきます。

まず、1款村税ですが、村税につきましては、収納実績による補正を、2款地方譲与税からそれぞれの項目につきまして交付額の確定、また、事業費の増減に対する計数整理となっております。

その中で、17ページをご覧くださいと思います。

17ページの中段になりますけれども、16款2項5目農林水産業費補助金で、387万7,000円の増額となっておりますが、これは台風19号被害による補助金の令和2年度分の内示があったため増額補正を行うものとなります。

次に、19ページをお願いします。

19ページのうち、17款財産収入、1項2目財産貸付収入で、こちらではコロナ禍による業績悪化により観光施設貸付収入の減額を、2項3目不動産売払収入では、道の駅整備事業に伴う代替地の売払いの収入ということで、増額となっております。

次に、20ページ、をお願いします。

19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金では、大きな額の減額となっておりますが、令和2年度事業において、コロナ禍による事業の見直しや経費の削減等減額となりましたので、大きな減額となっております。これにより令和2年度において、財調からの繰出金の最終額は9,749万2,000円となりました。

次に、22ページをお願いします。

22ページ、22款村債では、実績に伴い減額となっておりますが、減収補填債につきましては、先ほど申し上げましたようにゴルフ場利用税、地方消費税及び地方揮発油譲与税の落ち込みを見込んで新たに借入れを行うものとなります。

なお、この起債額につきましては、群馬県の試算による見込額を計上してございます。

次に、歳出の主な内容について説明をさせていただきますが、23ページから歳出となります。

歳出の補正につきましては、そのほとんどが経費の削減や新型コロナウイルス感染症の影響による事業の見直し等による不用額を減額するものでございます。

ちょっと大きなものを申し上げますと、26ページ、2款総務費、1項2目広報費では、広

報縮刷版の製本部数を見直したことにより大きく減額となっております。

次に、飛びまして、47ページをお願いします。

47ページの4款衛生費、1項1目衛生総務費では、医療関係補助事業といたしまして、原町赤十字病院医師確保対策助成金として270万円の増額をお願いするものでございます。

すみません。またちょっと飛びまして、59ページをお願いします。

59ページ、7款商工費、1項3目観光総務費、この中の表の下のほうになりますが、道の駅中山盆地施設管理事業で、源泉からふれあいプラザに温泉を送るポンプが故障したため修繕に係る費用の増額をお願いするものでございます。

次、62ページをお願いします。62ページの下段となります。

8款2項5目橋梁新設改良費ですが、こちらは依火橋建設工事に伴う費用の増額をお願いするものでございます。

続きまして、また大きく飛びまして、79ページでございますが、79ページの13款諸支出金、1項2目基金積立費では、こちら庁舎建設等基金に積み増しを行うため、5,200万円増額をお願いするものでございます。

以上、増額等、主なものを説明させていただきまして、補足説明とさせていただきました。どうぞよろしくをお願いします。

議長（林 昌枝君） 暫時休憩に入ります。

再開は1時、よろしくをお願いします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

議案第26号、27号、28号、住民課長の補足説明をお願いいたします。

住民課長（飯塚欣也君） お世話になります。

それでは、議案第26号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年度の医療費給付、保険事業等について、実績に応じて計数整理を行うものとなります。

補正予算書の6ページをご覧ください。

初めに、歳入ですが、1款国民健康保険税では、収納実績により1項1目一般被保険者国民健康保険税で410万3,000円の減収を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項1目総務手数料では、実績に伴う増額となります。

3款国庫支出金、1項1目災害時特例補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った被保険者の保険税の減額分の補助により増額となります。

なお、申請者は1名でございます。

7ページをご覧ください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金では、実績による減額となります。

6款1項1目一般会計繰入金では、歳出における計数整理及び実績により減額となります。

8款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金につきましては、実績により増額となります。

9ページをご覧ください。

歳出のご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費から3項1目運営協議会費までにつきましては、計数整理及び実績により減額となります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費から5目審査支払手数料までにつきましても、実績により減額となります。

10ページをご覧ください。

2款保険給付費、2項1目一般被保険者高額療養費から4項1目出産育児一時金までにつきましても、実績による減額となります。

3款国民健康保険事業費給付金、1項1目一般被保険者医療費給付分につきましては、財源の変更をお願いするものでございます。

6款保険事業費、1項1目保健衛生普及費では、実績により減額となります。

11ページをご覧ください。

6款保険事業費、2項1目特定健康診査等事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い各種健康教室の開催が減ったこと、また、特定健診、個別検診の受診実績が当初の見込みより少なかったことにより減額となります。

7款基金積立金、1項1目基金積立金につきましては、当初の見込みより国民健康保険税の収入見込みが減少になったことによる減額となります。

9款諸支出金、1項9目その他償還金につきましては、令和元年度分の特別調整交付金の

保険事業分の返還があったことにより増額となります。

以上で補足の説明を終わります。

引き続きまして、議案第27号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年度の実績により計数整理を行うものとなります。

補正予算書の6ページをご覧ください。

初めに、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料では、軽減特例の見直しにより1項1目後期高齢者医療保険料で増額となります。

3款繰入金、1項1目保健基盤安定繰入金では、実績により減額、2目事務費繰入金では、歳出の不用額の整理に伴い減額となります。

5款諸収入、2項1目受託事業収入では、後期高齢者医療広域連合受託事業収入で、特定健診、人間ドック補助金等の実績により減額となります。

続いて、歳出ですが、7ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費では、事務費の不用額及び健診業務委託料で、特定健診、人間ドック補助金等の実績により減額、また、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料の増収により納付金が増額となります。

後期高齢者につきましても補足説明は、以上でございます。

続きまして、議案第28号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の実績の見込みにより計数整理を行うものとなります。

補正予算書の6ページをご覧ください。

初めに、歳入ですが、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料では、111万3,000円の減額となります。理由としては、低所得者の保険料の軽減措置があったことによるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目配食サービス手数料では、実績により増額となります。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金では、当初の見込みより国の交付決定額が増えたことにより増額となります。

2項1目調整交付金では、要介護者の方のデイサービス、通所リハビリ等施設等の利用が新型コロナウイルス感染抑制の観点から利用控えが多かったことにより、459万7,000円の減額となります。

7ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から5目介護保険事業補助金につきましては、実績による減額でございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金につきましては、要介護者の方の新型コロナウイルス感染抑制による施設等の利用控えにより1,289万8,000円の減額となります。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金につきましては、要支援者の方の施設等の利用増により33万7,000円の増額となります。

8ページをお願いします。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金から3項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）までにつきましては、実績による減額でございます。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金から予算書の9ページ、7目その他一般会計繰入金までにつきましては、実績による減額及び増額でございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、要介護者の方の新型コロナウイルス感染抑制による施設等の利用控えにより、基金の取崩しが少なかったことにより、331万5,000円の減額となりました。

10ページをお願い申し上げます。

歳出のご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費から5項1目計画策定委員会費までにつきましては、計数整理及び実績による減額でございます。

11ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目介護サービス費では、要介護者の方の新型コロナウイルス感染抑制による施設等の利用控えにより、1,960万円の減額となります。

2項1目介護予防サービス費では、要支援者の方の施設の利用増により、112万円の増額となります。

3項1目審査支払手数料、介護給付分につきましては、財源の変更をお願いするものでございます。

12ページをお願い申し上げます。

2款保険給付費、4項1目高額介護サービス等費につきましても、財源の変更をお願いするものでございます。

6項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、実績による減額でございます。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費から予算書の13ページ、2 項 1 目一般介護予防事業費までにつきましては、実績による減額でございます。

3 項 1 目包括的支援事業費・任意事業費につきましては、各節の計数整理及び12節委託料において、配食サービスの利用者の増加に伴い、30万9,000円の増額となります。

3 項 2 目在宅医療・介護連携推進事業費から14ページ、3 項 5 目地域ケア会議推進事業費までにつきましては、計数整理及び実績による減額でございます。

4 項 1 目審査支払手数料、総合事業分につきましては、財源の変更をお願いするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、3 特別会計の補足の説明を終わります。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 議案第 33 号～議案第 40 号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第37、議案第33号 令和3年度高山村一般会計予算から日程第44、議案第40号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算までの8議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をお願いいたします。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第33号 令和3年度高山村一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

高山村の令和3年度予算案ですが、予算規模といたしましては、前年度対比15.3%減の28億3,700万円の予算となりました。

マイナスとなった主な要因は、一般会計で保健福祉センターに係る防災・減災省エネルギー設備導入事業や観光交流館整備事業などの事業の減額により、大幅な減額となったことによります。

令和元年度決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.0%、前年度対比0.3ポイントの悪化となり、観光交流館やテレビ受信対策事業費など未来への投資事業や、台風19

号に係わる災害対策費などの財源として財政調整基金を取り崩したため、3年連続の赤字決算となりました。今年度においても現在の見通しとして、赤字決算となる見込みであり、4年連続の赤字決算は避けられない状況であります。

こうした収支不足が続く財政構造の脱却に向け、事業の優先順位づけを行い、実施時期の見直しや事業の廃止、縮小、各種補助金等の見直し、各種公共施設使用料等、受益者負担の在り方について、この1年をかけて検討を進めていきたいと考えています。

コロナ禍における新しい生活様式の実践により、仕事や生活環境の変化に沿った事業の取組を進めていかなければならないと思っております。

我々基礎自治体は、国・県の方針を踏まえた上で、それぞれの地域の状況を分析し、方針を考えなければなりません。令和3年度予算編成における基本方針は、ポストコロナ時代を見据えつつ、本村の将来像である「笑顔で輝く高山村」の実現に向け、第5次高山村総合計画後期基本計画を基本とし、方針を定めました。

令和3年度に重点的に取り組む事業は、新型コロナウイルス対策に関する事業、今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受け、事業者に対する経済支援や村民に対する給付金、公共施設等の感染防止対策を行ってきました。感染予防対策の切り札となるワクチン接種では、医療関係者から先行接種が始まり、4月以降に65歳以上の方から順次接種が始まる予定であります。接種方法等についてはまだ不透明なところがありますが、現在検討を進めているところでございます。順調にワクチン接種ができるよう準備をしていきたいと考えております。

といたしまして、公営住宅、宅地分譲に関する事業。

移住定住促進のため、土地開発特別会計において、宅地分譲事業に着手したいと考えております。令和3年度は、用地取得、測量設計を予定しておりますが、候補地については十分に検討、協議した上で、よりよい場所を選定していきたいと考えております。

村の中心地づくり推進に関する事業では、一人一人が次世代を思い、100年先も住みたい持続可能な村にするために、村の中心地づくりに取り組んでいるところでございます。

コロナ禍の中で、会議や打合せ等が思うようにできないところでありますが、リモートでの打合せ、住民等の意見を聞きながら、アドバイザーである小島先生、地域おこし企業人として引き続き事業の推進を進めていきたいと考えております。

また、村の中心地づくりの核となる施設、観光交流館の建設につきましては、大変ご心配をかけているところでございますが、令和3年度は正念場の年となります。運営も含め、来

年4月のオープンに向け、前に進めていきたいと考えていますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

学校給食センターの改修に関する事業です。

施設の老朽化に伴い、新築あるいは改修等方法が検討されていた給食センターですが、令和3年度予算に改修設計業務委託料を計上し、改修の準備を進めていきたいと考えております。改修の内容としては、長寿命化の診断結果を踏まえ、学校給食衛生管理基準を満たすとともに、米飯給食にも対応できる施設を考えております。

といたしまして、ふるさと納税に関する事業。

今年度ふるさと納税の寄附金は現時点で790万円ほど、今までから見れば増えておりますけれども、今年度目標とした2,000万円にはほど遠い状況であります。自主財源の乏しい高山村においては、財源確保の有効な手段として考えております。今後、返礼品の内容も充実するよう検討していき、多くの方に寄附をしていただけるようにしたいと考えています。

以上、5つの項目を挙げさせていただきました。

また、今年度の重点事項として、認定こども園移行に向けた取組を進めてきましたが、令和3年度から保育所が認可保育所への移行、幼稚園が認定こども園への移行が決まり、さらなる保育の充実が図られることと思っております。

令和3年度予算編成に当たっては、議会から要望事項も頂いたところでありますが、十分検討しなければならないこともあり、全てにお応えすることはできません。その内容につきましては、後藤肇議員から一般質問をいただいておりますので、その中でお答えをしたいと考えております。

入るを量りて出ざるを制すは財政運営の大原則ですから、極力無駄を省き、効率的な運用を目指さなければなりません。村が自主的、主体的な地域づくりを進めていくためには、財政基盤の強化が不可欠でございます。住民サービスの向上を図るため、創意・工夫・節約でこれからも健全財政の堅持に努めてまいりたいと考えております。

なお、予算の内容につきましては、予算審査の中で各担当より詳細な説明をしてまいりますので、何とぞ議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第34号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険の中核として地域住民の健康維持増進に大きく貢献していま

すが、中高年齢層や低所得層の加入者が多く、医療費水準が高いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は大変厳しい状況が続いております。

さて、令和3年度における国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,587万4,000円とし、前年度と比較すると1,547万8,000円の増額となりました。

歳入では、1款国民健康保険税で1億815万1,000円を見込み、前年度に比べて180万3,000円の増収を見込んでおります。

4款県支出金では3億5,029万8,000円、6款繰入金では3,923万9,000円、7款繰越金では1,311万7,000円、8款諸収入では506万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。1款総務費では401万円、2款保険給付費では3億4,151万円、3款国民健康保険事業費納付金では1億4,019万8,000円、6款保険事業費では1,347万8,000円、9款諸支出金では667万4,000円、10款予備費では1,000万円を計上いたしました。

引き続き厳しい財政運営となりますが、被保険者の方々の健康を第一に考え、早期発見、早期治療は医療費の抑制につながりますので、保険事業の充実に力を注いでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、予算審査の中でご説明させていただきますので、慎重に審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議案第35号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で組織する群馬県後期高齢者医療広域連合により運営されております。

令和3年度における後期高齢者医療特別会計予算では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,095万円に定めるものでございます。前年度と比較いたしまして259万円7,000円の増額となります。

増額の主な要因については、令和元年度から実施されていた軽減特例が段階的に見直しされたことにより、保険料収入が増加したことによるものとなります。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料で3,074万7,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして198万円の増額となっております。

3款繰入金では1,597万8,000円、4款繰越金では1,000円、5款諸収入では422万4,000円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で110万2,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金で4,543万

6,000円、3款保険事業費では421万円、4款諸支出金では10万2,000円、5款予備費では10万円の計上といたしました。

詳細につきましては、予算審査の中で説明させていただきます。慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

案第36号 令和3年度高山村介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険制度は、平成12年度から始まり、制度創設以来20年あまりが経過し、幾多の改正が行われる中、高齢者の福祉制度として定着しております。

一方、高齢者単身世帯は徐々に増加しており、独り暮らし高齢者や認知症高齢者への対応が施策として求められております。このような状況の中、高齢者が介護を要する状態になっても安心して暮らせる社会を実現するため、高山村老人福祉計画第8期介護保険事業計画を策定いたしました。

さて、令和3年度における高山村介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,966万4,000円に定めるものでございます。前年度と比較いたしまして229万8,000円の減額となりました。

歳入では、1款保険料で8,335万8,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして41万9,000円の減額となります。

2款使用料及び手数料では90万円、3款国庫支出金では1億1,281万6,000円、4款支払基金交付金では1億1,979万3,000円、5款県支出金では6,548万2,000円、6款財産収入では1,000円、7款繰入金では8,730万8,000円、8款繰越金では1,000円、9款諸収入では5,000円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費では1,148万5,000円、2款保険給付費では4億3,441万5,000円、3款地域支援事業費では1,501万2,000円、4款基金積立金では1,000円、5款諸支出金では875万1,000円の計上でございます。

詳細につきましては、予算審査の中でご説明させていただきますので、慎重審議の上、可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

議案第37号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度高山村土地開発事業特別会計予算においては、各団地の維持管理費を計上し、古屋団地2区画の早期販売の促進を進めながら、令和3年度は新たに宅地分譲地の選定を行

い、設計業務についても計上しており、予算の総額を歳入歳出それぞれ682万5,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、1款財産収入1項1目1節土地売却収入で239万2,000円、2款繰入金1項1目1節一般会計繰入金442万円、3款繰越金1項1目1節繰越金1万3,000円を計上するものでございます。

歳出につきましては、1款事業費1項1目宅地造成管理費で250万5,000円、1款1項2目宅地造成事業費で432万円を予算計上するものでございます。

なお、詳細な説明については予算審査の中でご説明いたしますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第38号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,439万5,000円に定めるものでございます。前年度予算と比較して262万7,000円の減額となっております。

減額の主な理由としては、前年度1款1項1目施設管理費において、高山揚水場廃止協議に向けて事前調査委託料及び茶屋ヶ松揚水場変電設備撤去工事費用を予算計上いたしましたが、本年度は新たな業務委託及び工事の予定がないことから減額となったものです。

また、1款1項1目農村地域防災減災事業では、令和2年度3月補正において上程しております農業用水ため池の耐震・豪雨調査業務委託事業費と合わせて事業を実施いたします。

詳細な説明については予算審査の中でご説明いたしますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第39号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算をそれぞれ1億3,400万1,000円に定めるものでございます。前年度と比較して2,030万6,000円の増額となります。

増額の主な要因は、権現地区の導水管布設及びポンプ場設置工事によるものとなります。

歳入では、2款使用料及び手数料1項1目使用料において、現年度使用料は4,634万8,000円と、前年度と比べて192万3,000円の増と見込んでおります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金では2,803万4,000円で、前年度と比べて3,671万9,000円の減額となりますが、権現地区の導入管及びポンプ場設置工事費の財源として7款村債、1項1目簡易水道事業債で5,450万円計上しております。

歳出では、2款水道事業費1項1目水道管理費では権現地区の導入管布設及びポンプ場設置費用として5,753万1,000円を計上しており、合計で1億683万3,000円と、前年度に比べて2,171万2,000円の増額となります。

以上、予算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、予算審査の中でご説明をいたします。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第40号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算をそれぞれ1億5,260万8,000円に定めるものでございます。前年度と比較して205万6,000円の減額となります。

歳入では、2款使用料及び手数料、1項1目水をきれいにする事業使用料が、前年度に比べて77万5,000円の減と見込み、2,300万2,000円を計上をいたしました。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金では1億2,480万7,000円を計上し、前年度と比べて122万2,000円の減額となります。

歳出では、2款事業管理費では各施設の維持管理費、公営企業会計移行事務業務委託、マンホールポンプ更新工事などの事業が予定されており、前年度と比べ299万9,000円の減額となりますが、7,027万1,000円を計上しております。

予算の概要を申し上げましたが、詳細について、予算審査の中で説明させていただきます。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本案につきましては、議案調査としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

#### 一般質問

議長（林 昌枝君） 日程第45、一般質問を行います。

山 口 英 司 君

議長（林 昌枝君） 最初に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

6番、山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

6番（山口英司君） 議長の許可をいただきました。一般質問をさせていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず最初に、本題に入る前に、2018年8月に県防災ヘリ「なるな」が吾妻郡内渋峠山中に墜落し、吾妻広域消防隊乗員9名全員が死亡した事故で、昨日の県議会において、入内島県議が慰霊碑問題について一般質問を行いました。その結果、山本知事から、県消防学校と遺族からの要望がある現場に近い渋峠付近にも3回忌となる今年8月までに慰霊碑を建立するという考えが示されました。そこで、改めて隊員、乗員のご冥福をお祈りいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

SDGs達成に向けた取組をとということです。

SDGs、いわゆる持続可能な開発目標は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のターゲットを総合的に解決しながら、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

そこで、お伺いをいたします。

SDGsは既に世界の潮流であり、我が国も積極的に取り組んでいます。民間企業での取組も活発です。群馬県も人口減少、高齢化など社会課題の解決と持続可能な地域づくりに向け、SDGsを推進しています。高山村もSDGsに積極的に取り組んでいくべきと考えます。

そこで、高山村のSDGsについての考えと取組を村長に伺います。

続きまして、小・中学校における新学習指導要領に「持続可能な社会の作り手の育成」が明記され、SDGsの担い手を教育の現場から育成することが目指されるようになりました。新学習指導要領の実施でますます求められるSDGs学習について、同様に教育長にお伺いをします。

議長（林 昌枝君） 村長及び教育長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） ただいま、山口議員から一般質問を頂きました。

お答えいたします。2015年9月の国連サミットで採択されましたSDGsは持続可能な世界を実現させるため、17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。最近では、企業の取組がメディアを通じ報道されたり、番組の特集で目や耳にする機会が多くなりました。

地方の自治体では少子高齢化や人口減少、これらによる経済規模の縮小など様々な課題がございます。自治体SDGsの目標は、地域が持続的に成長していける力を保持しつつ、人々が安心して生活ができるようなまちづくりを行うことと言われております。

群馬県内においても、県をはじめ4市町村がSDGs日本モデル宣言賛同自治体として登録し、活動を始めております。また、みなかみ町では、令和元年度にSDGs未来都市に選定されており、人と自然とが共生した持続可能なまちづくりを推進しております。

現在、高山村では、一人一人が次世代を思い、100年先も住みたい持続可能な村にするため、村の中心地づくりに取り組んでおります。

村の中心地づくりでは、村の資源を生かし、人と人、人ともものをつなぎ、あらゆる循環を生み出す、中心地から村全体へ波及し、小商いや小さなビジネスが生まれる、これにより一人一人が村の当事者となり、100年先も住みたい持続可能な村を目指しております。

この役割を担うのが、現在、建設を進めているところの観光交流館となります。令和3年度における建設を進めるとともに、運営に係わる人づくりも体制を整えなければなりません。

また、この中の取組の一つとして、地域おこし企業人として協定を結んでいる株式会社Tree to Greenの事業に木が好きな人を育てる活動、いわゆる「木育」がございます。

木育は、対象年齢や活動内容に制限がない自由度の高い取組であるとともに、森林や環境にまつわる問題を自分事として捉える点や、企業、自治体、教育機関、住民等の多様な人々の力を合わせて取り組む点からSDGs推進にも寄与していくものと考えております。高山村には森林資源がたくさんございます。森林木を活用や森活用事業について、吾妻森林組合とも協議を始めたところでございますが、今後、この活動は広げていければと考えております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 山口英司議員の一般質問にお答えします。

山口議員の質問のとおり、学習指導要領前文において、持続可能な社会のつくり手を育てるための教育が求められております。このことは、E S D、つまり、持続可能な開発のための教育についての質問と捉え、お答えいたします。

学校教育では、学習指導要領に示されている内容を確実に指導していくことで、S D G sの実現のつくり手を育てることができると考えています。

実際の実践を紹介しますと、まず、教科書に工夫がされており、6年生の社会の教科書には、S D G sとは何かを学習する単元があります。また、理科ではE S Dと関連する内容のページにE S Dのアイコンがあり、教師も児童もE S Dを意識しながら学習を進めています。さらに、デジタル教科書には、1分程度の関連動画があり、より理解が深められるようになっています。6年生の理科のまとめの単元では、S D G sの17の目標から、各自が一つ選び、i P a dを使い、スライドや動画で目標実現のための作品作りを行い、お互い意見交換をしたりしています。

また、校長講話でも人権学習に絡め、S D G sについての講話を行いました。

中央教育審議会は、令和3年1月26日に、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」の答申を出しました。

答申では、S D G sに取り組んでいる中で、ツールとしてのI C Tを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させると示されています。本村でもI C Tを活用しながら、S D G sの実現に向けての教育を進めています。

以上のように、学校教育のあらゆる場面でS D G sの実現に向けて、持続可能な社会のつくり手を育てていきたいと考えています。

以上で、山口議員の質問の答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） ただいま村長からは、一人一人が次世代を思い、100年可能な村づくりをしたい、持続可能な村づくりとは、現在行っています観光交流館、これが重点にやっていきたいと、そういったこと。それから、森林資源の活用を行いながらS D G sに貢献していきたいというような答弁をいただきました。

さらに教育長からは、S D G sに取り組む中で、日本型学校教育、その完成を目指し、あらゆる場面でS D G sのつくり手を育てていきたいというようなお話をいただきました。

持続可能な社会の担い手を育むSDGs学習は、子供たちの問題解決につながる行動や考えを見いだすとともに、SDGsを達成に導く存在であるといえます。SDGsの課題解決の担い手の育成をより一層進めていただきたいと教育長にお願いしたいと思います。

それから、先ほど村長のお話の中で、多少重複する部分があるとは思いますが、現在多くの企業がSDGsの取組宣言をして、前向きな姿勢をアピールしています。先ほども紹介がありましたように、近隣のみなかみ町は、令和元年度SDGs未来都市に選定され、持続可能なまちづくりを推進しています。テレビや新聞等においてもSDGsに関連する番組や記事を見聞きする機会が随分と多くなりましたが、SDGsに対する認識はまだまだ低いものではないかと思えます。

そこで、村長に、周知するためには村の広報等を含め、様々な機会における啓発活動が必要ではないかと考えます。そういった観点から村長のお考えを一言いただきたいと思えます。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 私は、74歳になるところでございます。70年も世の中で生きてくると、いろんなことはできても不思議ではないと思えます。

最近、やはり村の山の材木は放置される場面が随分あります。私はその材料を無償で集めて、製材して、何に使おうとか考えているんですよ。まず、きれいなところだけ使って、ソバに中心がありますから、ソバのめんば板を作って、そばを打ちたい人にどうだって無料で分けているわけですけども、その中でプロ級の腕になった人もいます。もうプロ級の人もいます。まだ、学習中の人もおります。そんなことも、将来に向けて、そういった人を養うということもSDGsのことかと思えます。

また、その木は何にでも使えますから、今まで育てた木をチップや燃し木に使うんでは、本当心寂しいです。何かやはり生活のためにいい活躍の場を与えてやらなければかわいそうだと思います。

今、もうほとんど集まったんですけども、車の車庫、車庫も自分でやろうと思っているんです。

そういったことが将来につながるんだと思えますから、地味な取組もありますから、自分でできることをなるべくやっていければと思えます。昨日、「ぐんま愛」に行って話を聞いてきましたけれども、今から、今、伊藤さんという方、群馬大学の4年生、医学部だそうですけども、いろんな取組をしている。今からそういった取組をすれば、もう何年かたったら、すばらしいまた事業ができると思っております。

昨日、自治体で参加したのは私だけだったですけれども、2月10日のコロナの関係で少し愚痴を言おうと思っていたんですけれども、相手はまだそれほどの地位の人じゃなかったという、けどまあ一応、愚痴ってまいりました。

分かると思いますけれども、10日の、櫻井さんいますけれども、上毛新聞に高山の記事が一面トップで飾られたことで、非常に道の駅のお客さん来なくなったとか、そういうことで、……いいんですかということをお伺いに行っていました。

目的はSDGsですから、より多くの方がそういった取組に関心を持っていただければ、幸いと思います。また、行政のほうからも啓蒙をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） ありがとうございます。

村長、今言われたように、私たち、それから私のこういった身近な問題から一つずつ解決してやっていくことがSDGsのそういった目標の解決につながっていくのかなというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間が長くなっちゃうんですけれども、一つだけ私の知っていることを紹介したいと思います。

SDGsに関連しまして、金融機関商品を使いまして、いわゆるSDGs私募債というのを発行して、その中の手数料の一部、金融機関のほうとその発行者、両方の方から高山村にご寄附をいただいたというケースが2件ほどあります。教育委員会のほうでは、教育長、課長、承知していると思いますが、1件は高山運輸倉庫さんからSDGs私募債を発行した中から、高山小にテント1張りと発表ボード13枚をご寄附いただいたということがこれが1件、もう1件につきましては、これは広報の中にも既に昨年載っていましたが、カネタエンジニアリングさんからSDGsの活動として大型教育ブロックを、幼稚園に寄附していただいております。こういった活動もありますので、紹介をさせていただきました。

「誰一人取り残さない社会」に向けてSDGsの目標は、貧困、教育、エネルギー、気候変動、そして、東京オリンピック・パラリンピックに関し現在問題になっていますジェンダー平等など17項目があります。目標達成に向け、国・県・企業はもちろん、村や私たち一人一人にも取組が求められております。村全体でSDGsの推進と持続可能な村づくりに取り組んでいきたいと考えます。

以上で、一般質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） 暫時休憩といたします。

2時10分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

議長（林 昌枝君） 再開します。

林 和 一 君

議長（林 昌枝君） 次に、3番、林和一議員の発言を許可します。

林議員。

〔3番 林 和一君登壇〕

3番（林 和一君） 議長より許可をいただきましたので、地域の力を借りた地域荒廃地の環境整備の推進策について質問を行います。

村内において、耕作放棄された農地のみならず、空き家となってしまった宅地の庭やその周辺等荒れたままになっている風景があちこちに見受けられるような状況になってきています。村では、大きな費用を投じて、森林や道路、電線等の環境整備に取り組んでいます。しかしながら、のどかな山村風景をよしとする高山村にあって、せっかくきれいになっている風景の中に荒れ放題になってしまっている場所が見受けられる風景は、とても残念に思われます。

農業委員会のまとめた資料によりますと、耕作放棄された農地で、耕作者の努力で耕作可能となる農地が約10ヘクタール、どうにもならない状況になってしまっている農地が153ヘクタールとのことであります。所有者や耕作者が不在となってしまったため、自然と手の入らない部分が増加してしまい、かといってやたらと他人の土地に立ち入って刈り払いを行うこともできかねます。

そこで、地域の皆さんの力を借りて、地域で自主的に環境整備を行うような取組ができないか、推進策を提案するものであります。

既に高山村には、期間を決めて道路愛護や河川愛護等地域内での自主的共同作業が行われています。こうした取組を基礎に、公的事業が入らない荒廃地に対しても最低限草刈り作業を行い、手を入れることによって、見場が悪いような状況は防止できるのではないかと考えます。

作業を引き受ける単位は、行政区でも任意の団体でも一部の協力者でもよいと思います。雑木がはびこってしまうような状況になる前に、草刈りによる管理程度であれば、何とかなりそうに思われます。現状でも河川管理において、地域にあっては協力組織に公費をかけて実施されている事案もあります。これをもう少し幅を広げて考えれば、何とかなるのではないのでしょうか。

行政としても地域の協力を呼びかけ、金銭面でも多少の支援をしながら、目障りとなってしまうような管理をしていく方策を検討されたいと思うものであります。やはり公的に多少の財政支援を行うことにより、作業従事するにも張り合いが出ますし、協力者も確保できるのではないかと考えます。

第一線を卒業して、多少の時間的余裕のある方に伺ってみますと、「さあ、どうかな」という反面、「そうしたことに取り組むことになれば、力を貸すよ」というような力強い言葉もいただいております。

具体化に向けては、やはり地域のリーダーが必要になってくると考えています。しかし、シルバー人材センターの請負作業として開拓するよりも、より身近な地域の力を借りて取り組んだほうが事業展開がしやすいのではないかと考えます。

耕作者等の承諾も得ず、勝手に立ち入って作業をすることには問題もありますし、具体化しようとする、受け手づくりにしてもそうしたものがいいのか、作業に関する手続はどうするのか、保険の扱いはどうするのか等問題点が生じてくるとは思いますが、地域の力を借りて、地域の環境を整備し、管理していくことは決してマイナスではないと考えています。

将来的に地域のお荷物となってしまううちに、手を打っておかないとと憂うものであります。

容易でなくなったとはいえ、地域内ではまだまだ相互協力の気持ちは持っていますので、呼びかけてみる価値はありそうに考えますが、村として考えるところをお伺いいたします。  
議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） ただいま林和一議員からの質問を頂戴しました。それにお答えいたし

ます。

地域の力を借りた荒廃地の環境整備策についてですが、村内でも耕作放棄されております田畑の中でも、ススキが生え、しのやぶになり、雑木も生えている状況が見られる箇所もあります。

村農業委員会では、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用の発生防止・早期発見を目的に、毎年、全ての農地に対し、適正に利用されているかどうか、農地利用状況調査、農地パトロールを8月から9月にかけて行っております。これは農地法第30条で定められております。

その調査の結果、再生可能と判断された遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定められている農地利用意向調査により11月末に調査表を郵送し、今後の農地の管理について意思確認をし、荒らしている所有者等に対し、農地の維持・管理をするよう指導しております。

しかし、農地利用の意向調査に未回答の場合や、農地利用意向調査の回答どおり適正に管理されていない場所、意向を表明してから6か月経過後は、翌年度から固定資産税が現行より1.8倍に課税評価されることになっております。

そのため、遊休農地を出さないよう農地集積・集約化が進められるよう地区内で話し合い、基盤整備等によりハード事業により、担い手、認定農業者等に貸出しができる環境整備が必要だと思っております。

また、林議員のご質問にもありましたような地域内での草刈り等の環境整備ができないかどうか、今後、農業委員会や区長会議等で意見を伺いながら、進め方等についてどうしたらいいのか相談・検討していきたいと考えております。

以上で林和一議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 農地の集積や耕作を依頼をしていくにも当該土地の形状だとか、立地が悪いために放置されてしまっている土地、また、耕作をする後継者がいないため、立地の悪いのも相まって放置されてしまっている土地が増加の一途にあると思われれます。こうした草ぼうぼうになった荒廃地の様子は景観も悪く、決して喜ばれるものではありません。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、こうした土地の草刈り作業等に地域の力を借りて対応していただきたく提案をしたということでございます。

自主的に取り組んでくれている方もおります。しかし、独り作業でははかどらず、おのずと限界もあります。道路愛護作業や河川愛護作業、花いっぱいボランティア等、地域の力

を生かして対応をすることで環境整備が進み、外来者の目にもよい感じを持っていただいているのが現状であろうかというふうに思います。

作業主体は行政区というものにあまりすると、負担が生じてしまいます。あくまでも任意のほうがいいのかというのが私の考えるところでございます。そうしたボランティア的に組織された母体があれば、ぜひ支援をしていただけないかというような方策を呼びかけていただくとうれしいというふうに思っております。

重ねて申し上げますけれども、やはり公的支援を加えることによって、励みにもなりますし、環境整備にその力を貸して参加するということで、地域づくりにも役立つというふうに考えます。

どうかこうした地域力を生かした取組を研究していただきたく、重ねてお願いを申し上げます。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） ただいま林議員からの質問でありますけれども、遊休農地は、あまりいい条件でないところが遊休農地になっていると思われま。

農地法等々ございますけれども、こういった土地に関しては、植林ができるのであれば、植林で対応をしていきたいというふうに考えております。この農地には、植林がちょっと難しいですけれども、そんな理不尽な農地法はないと思います。平たん地の平らな優良農地が、みんな家が建ったり工場が建ったりしているわけですから。

この中山間地にきてそういった優良農地や遊休農地が宅地になったり、白地になるということはなかなかできない、その辺に理不尽な農地法があります。不便なところで農業やりなさい、そんなのとても受け入れられる状況じゃないですよ。だから、そういった点もやっぱり県のほうに理解していただいて植林ができるようにすれば、目障りな竹とかそういうのはなくなるわけですが、実際、歳をとって、それをきれいにしろなんていうことはとてもできるものじゃないです。何も作らないでいれば、たちまちしのやぶになるに決まっているんですから。そういったことを勘案しながら、……というふうに私はそう思っています。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 今、村長言われることは分かりましたが、私は今の段階で申し上げたのは、農地の活用という面ではなくて、当面環境をよくするための一助としての考え方がありますので、そういったところを念頭に置いていただいて、また、活用に関しては別の一般質問もあるようでございますので、そちらで対応していただければと思いますけれども、私

が考えるのは、何とか目障りでないような方向に少しでも地域力が使えればいいのかなという、そんな考え方で今回提案をさせていただきました。その辺のところ考慮いただきまして、ご検討いただければありがたいというふうに思っております。

私からの一般質問は以上で終わります。

後 藤 肇 君

議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

4番、後藤議員。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

4番（後藤 肇君） まず最初に、一般質問ができることを大変光栄に思うものでございます。

質問に入る前に、先ほど令和3年の予算説明、村長のほうからございましたけれども、これに重複するところが多少出てくるかなんていう感じはあるんですけども、改めて質問をさせていただきます。

令和3年度予算編成の説明を受けて、まずはコロナ対策を徹底していただき、社会活動を元の姿に戻すことだと考えます。

当初予算も前年度でマイナスですが、単年度では4年連続ということで、脱却に向けて取り組む最重点項目と、令和2年度議会要望事項の7項目が反映されているのかどうかをご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） ただいま後藤議員から一般質問をいただきました。お答えいたします。

令和3年度高山村一般会計予算の基本方針は、議案第33号の提案理由のところ述べていただいたところですが、高山村の財政状況は実質単年度収支が4年連続の赤字となっていることから、収支不足が続く財政構造の脱却に向け、事業の優先順位づけ等を行い、実施時期の見直しや事業の廃止・縮小など業務事業の抜本的な見直しをしていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度における体育行事や会議、会合等の

ほとんどが中止あるいは規模の縮小となりました。いろいろな見直しをする時期としては、今ではないかと思っております。

令和3年度における行事や各種補助金、使用料等受益者負担等の在り方を再度検討し、次の予算に反映させていきたいと考えております。

議会から要望事項として出されておりました事項について、全て予算に反映されているわけではございませんが、次のとおり、私の考えを申し上げます。

1、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期することについては、令和2年度において、臨時交付金を受け、事業者への支援や経済対策、学習環境の改善、感染防止対策を行ってきたわけでございます。今後、感染防止対策の切り札となるワクチン接種に万全な体制で臨んでいく所存であります。

観光交流館の建設に当たっては、早期建設及び建設費用の縮減と運営体制の早期確立を図ることについては、全員協議会等いろいろな場面でお話をさせていただきました。建設が遅れていることについて、大変ご心配をおかけしているところでありますが、ご理解、ご指導を頂きながら、令和3年度中には完成させるべく進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

3として、園児・児童・生徒に係る給食費を無償化することについては、先ほど申し上げたとおり、高山村の財政構造全体を見直す中で、どのようにできるか令和3年度中に検討し、結論を出したいと思っております。

4として、役場庁舎の整備方法の選択に当たっては、村民アンケートを行い、民意を反映させることについては、村民アンケートはある程度の素案を作成しており、今後、内容を検討の上、アンケートを実施する予定ですが、まずは新型コロナウイルス感染症対策を優先させていただきたいという考えであります。

先日、茨城県沖で発生した地震等、今後どのような災害が発生するか分かりません。今定例会に、一般会計補正予算（第9号）に、庁舎基金積立金として5,200万円を計上させていただきました。資金面でも準備をしていきたいと考えております。

として、村民運動会、幼稚園及び小・中学校の合同開催に向けた関係機関と協議、検討することについては、学校管理職会議で運動会の合同開催について意見交換を行い、検討をいたしました結果、幼・小・中学校における教育の狙いを達成するためには、村民運動会との合同開催はもう少し時間をかけ、検討していく必要があると判断させていただいたところでございます。

令和3年度予算編成に当たっては、持続可能な行財政運営とするため、費用対効果の検証を行い、かつ前例踏襲主義からの脱却を念頭に、村の実情に応じた予算とすることについては、令和元年度事業の結果として今後の見通しを基に4段階の事業の優先順位をつけました。これにより、見直す事業、廃止すべき事業の洗い出しを行っています。全て令和3年度予算に反映されているわけではありませんが、この1年をかけてさらに精度を上げていきたいと考えております。

議会事務局の強化・充実を図ることについては、人件費の抑制を図る点からも現在の体制を維持していきたいと考えております。

以上、申し上げさせていただきましたが、財政の健全化に向けて、さらなる努力をしていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げ、後藤議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 議会の要望に関して細部にわたってご説明をいただき、大変ありがとうございます。

令和3年度の予算の概要説明の中で、令和2年度予算編成の基本的な考え方について少し述べられている項目があるかと思うんです。その中の項目で、さっき村長も触れられていたんですけども、限られた経営資源の中で適切な村民サービスの提供と、維持・持続可能な行政財政基盤の確立を両立するためには、職員一人一人が常にコストを意識し、事業の優先度や費用対効果の視点から、事業の評価・見直しを行うという項目があるんですけども、これはすごく重要な項目かななんて私考えるんですね。

やはり執行部だけがこういうことを考えていても、それ、業務を担っていく部分というのはやっぱり役場職員、50、60、この数名の方がやっぱりやっているかなと思うわけです。そういう中で、そういう意識を細部そこまで徹底させていく方式というのですか、どういう形でそういう幹部会議とか、そういうことがあるかと思うんですけども、それ以外に日常の中でこういう意識を皆さんが持ち合わせる事が最終的にはコストカット、そういった部分、意識づけになるかと思うんですけども、その一端をちょっとお聞かせいただければと思います。

それと、令和3年度の予算編成に当たっては、すごく私いい感じに受け取ったのは、5項目あったんですけども、その2番目の公営住宅、宅地分譲に関する事業ですね。これは今の段階から予算を取ってというと、ちょっと遅い感じもなきにしもあらずなんですけれども、

コロナ禍において地方に移住して、リモートされるそういった形、村にとっても泊まり住宅を造って、お試しをするということも始まっているわけですから、そういうものを考えると、即実行して、土地の確保、どういう形になるか分かりませんが、して、この時代に乗せていくやっぱり事業をしていくべきではないかと考えるわけですね。

ただ土地の分譲でも、今まで整備して販売をする、そういうことではなくて、一つのキーをつくって、やはり人員が増える。どうしても何かを鍵の中でして、人員が増えていかないうときには再検討していく。最終的には、買った人がある程度利益が出るように、利益ということはないんですけども、見返りのある、魅力ある鍵をつくって検討していただきたいかなんてことを考えるところでございます。

1点目の業務に関するの徹底の道筋などがあれば、お聞かせ願えないかと思うところと、さっきの2点目をちょっとお話いただければと思います。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） ただいまの2点についてお答えいたします。

役場職員についてでありますけれども、以前、私も一般質問で、事務量をもう少し減らせないかといった質問したことがあります。そしたら、早速、林議員が紙を少なくするとか、いろんなそういった方向に取り組んでいただいて、おお、すごいなと思いました。

現在を申しますと、あれ以来仕事量も大変増えています、役場庁内で。課長から課員の指導もちょっと若返った関係もありますし、そういった点をもう少し全庁体制で行っていきたいというふうに考えております。

それと、宅地分譲ですけれども、ちょっと私も遅かったというふうに認識はしています。しかしながら、条件のいいところですよかったですけれども、次の手が打てたかのもしれませんけれども、ちょっと足踏みしたことは事実だと思います。高山に住むっていう人はもう利便性の高いところに、できればそういうところに住んでもらいたい。

そして、高山村に愛着を持って来ていただきたいというふうには考えております。今、リモートが始まっておりますので、リモートで仕事をする人に対しての敷地面積のやや広い面積で提供するとか、今そういった面でも気を使って高山村に住んでいただければと思います。高山村に家族単位で越してくれれば、また100万というすごいボーナスも出るわけですから。

それと、……のところ、……対策というふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） ぜひ、今、村長が言われたように魅力ある事業計画をしていただいて、即実行していただき、やはりこういうのも時代に乗遅れでもないんですけども、やはりその周りの環境に合わせて事業を進めていかないと、なかなか整備が整ったときにはちょっと何かまいちだったねというような感じにならないような形でぜひ執行部で検討していただき、また、議会のほうでもぜひ応援があると思いますので、相談をしていただきながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

後 藤 明 宏 君

議長（林 昌枝君） 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

1番、後藤議員。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

1番（後藤明宏君） 議長からお許しが出ましたので、私は拡大する遊休農地及び耕作放棄地の村の対策についてお伺いいたします。

高山村の景観を形成する農地及び森林の放棄地が増えています。要因としては、農林業従事者の高齢化と高度成長期での農業離れによる農林業の後継者の減少と思われます。

国の政策が時代の流れで、農林漁業から工業重視へ移行する中、50年後の状況は想像もしなかったでしょう。そんな中、何とか守ってきた農地の耕作者、森林の管理者が高齢化により遊休農地となり、後継者がなく耕作放棄地になっていきます。

現状では、全ての農林地を維持管理するには無理があると思われますが、村の景観を形成する重要農地を見極め、魅力ある農地の整備をして、新規就農者の受入れ、または定年退職後の就農支援など村の今後の対策を伺います。

また、国の2020年度3次補正予算にて、農林水産省系で1兆円を超え、基盤強化に力を入れています。この予算の中に、農業水利用施設・ため池等の対策に1,155億円、農地のさらなる大区画化に188億円の補正がなされました。現在進めている原地区の耕地整備は4年後の着工計画で、この予算は当てはまりませんが、高山村の未来の農業モデルとなる事業です。

昨年9月の議会で質問したかんがい設備も県庁に足を運び、このような予算を別事業で現

在のため池下数ヘクタールを水利用のできる農地の実現に取り組めないか、あきらめず検討していただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） ただいま後藤明宏議員からの質問をいただき、それにお答えいたします。

村の景観を形成する農地及び森林の放棄地が加速する中、村の対策についてであります。まず1つ目の新規就農者の受入れ対策及び定年退職後の就農支援について、新規就農者の受入れでは、県吾妻農業事務所との連携による初期段階の就農相談の対応や、令和元年度に制定いたしました高山村移住支援金要綱において、要件の一つとして、本村で農業に従事する方に対し、要件が合えば単身世帯で60万、2人以上の世帯の場合では100万円の移住支援金を予算の範囲内で支給する制度があり、こちらは農林課、担い手担当と地域振興課、移住支援担当との連携による対応、県主催等の就農相談会等もあります。

また、定年退職後の就農支援としては、JAあがつまとの連携による新規栽培者講習会への参加や、各栽培作物による生産者部会への紹介、県吾妻農業事務所による農業者のための簿記講座、研修会等の情報提供等を行っております。

次に、2つ目の圃場の立地を見極め、集積整備をして、魅力ある農地整備については、遊休農地を出さないように農地集積・集約が進められるよう地区内でよく話し合いを行い、基盤整備等により、担い手、認定農業者等に貸出しができるような環境整備が必要だと考えております。

次に、3つ目の農林水産省事業を活用し、原地区耕地整備にプラス水利施設の整備については、9月定例会にて、高山村の農地、農業の持続化計画で答弁させていただきましたが、今現在、原地区で進められております土地改良事業が、農地中間管理機構関連農地整備事業にて進められておりますが、これは国が50%、県が27.5%、村が10%、地元が12.5%、本来負担しますが、この事業では、担い手への農地の集積・集約を加速化するため、農地中間管理機構へ貸付けている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず都道府県が実施する基盤整備のため、国が地元負担分を持つため、受益者負担がありません。基盤整備のみの事業であるため、かんがい設備を整えた事業の実施はできません。

そのため、かんがい設備を整えた事業になると、他の補助事業に乗換えて行うことになり、また、その場合、地元負担金が発生することになるため、他の事業への乗換えは検討を要す

るところでございます。

しかし、地元受益者の方からは、負担金が発生するのであれば、基盤整備をしないと以前から言っており、他の事業への乗換えは難しいと思われます。もしかんがい設備を行うのであれば、農地中間管理機構関連農地整備事業により基盤整備を行い、完了してから、村単独事業等でかんがい設備を行うしか方法がないかと思われます。

また、令和2年度国の第3次補正予算にて、農業水利施設・ため池等対策にて1,155億円の補正予算では、高山村の農業用水ため池も10か所あるうち、8か所が防災重点のため池に該当し、令和2年度3月補正で3,300万円、令和3年度予算で300万円の合計3,600万円全額国費で農村地域防災減災事業にて豪雨、地震等の安全性を確認する調査を実施いたします。

また、同じく第3次補正予算の農業のさらなる大区画化事業に188億円の補正では、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、田んぼの大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を行うメニューとなっており、原地区の土地改良事業では、畑の基盤整備のため、こちらの事業を使うことはできません。

以上、後藤明宏議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 高山村の農林業従事者も高齢化が進んでおり、免れることはできません。大規模農家に関して、高齢化や病気による離農がおきれば、すぐに遊休農地が増え、村の景観は変わります。そうならないよう一人でも多く耕作者を増やし、地域で耕作放棄地の管理ができるような何らかの手を今打たない限り高山村の農村風景を維持することは難しいと思われます。

先ほど村長が言いましたが、中山間地域、そちらのほうの農業法ですか、そちらのほうもかなり理不尽なことがありますんで、できればそういうところも変えていけるような方策を取っていただきたいと思います。

今後の村の対策に期待しております。よろしくお願いいいたします。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 農業委員会では、農地中間管理機構という……、……だとかという情報は持っておりますから、情報提供していただいて、近隣の農地がどんな状況か、そこが大規模、中規模、いろいろ大きなハウスがあるのかどうかということを見極めながら情報提供して対策をしていきたいという方法を取っていただければと思います。

また、かんがい用水については、原地区の事業が完結した後、またかんがいの、どんなこ

とでかんがい設備ができるかという、今から考えながら、情報も入れながら、調べて、かんがいがあるようなところを見てきて、耕地整理が終わった後に、また着手できるようなかたちになればいいかと思っております。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） ありがとうございます。

そのような形でできれば、本当にこれから畑にもやっぱり水というのはすごく必要な、作物によっては本当に必要になりますので、ぜひこういう形で進めていただければありがたいと思います。

それと、先ほど遊休農地が増えている件なんですけれども、やはり現状を見ますと、山沿いのあまり機械が入れないような畑というのは、やっぱり木を植えたりそういう形で山林に戻すという手も一つの方策だと思いますので、その辺もよく考えてお願いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

#### 休会について

議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、3月4日から3月15日までの12日間、休会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月15日までの12日間、休会とすることに決定しました。

#### 散会の宣告

議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は、3月16日火曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参加願います。

大変ご苦労さまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午後 2時55分

## 令和3年第1回高山村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年3月16日(火)午前10時開議

- 日程第 1 発議第 1号 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故慰霊碑建立等に係る要望書について
- 日程第 2 議案第 41号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第 3 議案第 2号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 高山村立たかやまこども園設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8号 高山村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 9号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 10号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 12号 高山村立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 13号 高山村立学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 14号 高山村育英条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 15号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 16号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 17号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正について

- 日程第 19 議案第 18 号 高山村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 高山村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 20 号 高山村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 21 号 高山村指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 22 号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 23 号 高山村道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 24 号 高山村幼稚園保育料条例の廃止について
- 日程第 26 議案第 25 号 令和 2 年度高山村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 27 議案第 26 号 令和 2 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 27 号 令和 2 年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 28 号 令和 2 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 30 議案第 29 号 令和 2 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 30 号 令和 2 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 31 号 令和 2 年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 33 議案第 32 号 令和 2 年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第 4  
号）
- 日程第 34 議案第 33 号 令和 3 年度高山村一般会計予算
- 日程第 35 議案第 34 号 令和 3 年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 36 議案第 35 号 令和 3 年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 37 議案第 36 号 令和 3 年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第 38 議案第 37 号 令和 3 年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 38 号 令和 3 年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 39 号 令和 3 年度高山村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 40 号 令和 3 年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 42 号 令和 2 年度高山村一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 4 3 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

日程第 4 4 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富士夫 君	6 番	山 口 英 司 君
7 番	平 形 眞喜夫 君	8 番	奈 良 哲 男 君
9 番	小 林 進 君	10 番	林 昌 枝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	割 田 眞 君
会計管理者兼 税務会計課長	星 野 茂 樹 君	住 民 課 長	飯 塚 欣 也 君
保 健 み ら い 課 長	割 田 信 一 君	農 林 課 長	平 形 英 俊 君
建 設 課 長	飯 塚 優 一 郎 君	地 域 振 興 課 長	林 隆 文 君
教 育 課 長	金 井 等 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後 藤 好	書 記	林 大 生
--------	-------	-----	-------

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。

ただいまから令和3年第1回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

#### 発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第1、発議第1号 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故慰霊碑建立等に係る要望書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

林総務委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

総務文教常任委員長（林 和一君） 発議第1号につきまして趣旨説明を申し上げます。

発議第1号 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故慰霊碑建立等に係る要望書について趣旨説明を申し上げます。

平成30年8月10日、群馬県防災航空隊の防災ヘリコプター「はるな」は、群馬県境稜線トレイル全線開通に伴う救助体制整備のため、防災航空センターがある群馬ヘリポートを離陸し、西吾妻福祉病院ヘリポートで5名の吾妻広域消防本部の消防職員を乗せ、稜線トレイルコースを上空から視察遂行中、午前10時01分頃、中之条町の横手山付近の山中に墜落しました。

この事後で、搭乗していた小澤訓隊長、岡朗大隊員、天海紀幸操縦士、澤口進整備士、田村研消防監、水出陽介消防司令長、黒岩博消防司令長、蜂須賀雅也消防司令長、塩原英俊消防司令長の9名の尊い命が失われてしまいました。謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、衷心よりご冥福をお祈りいたします。

殉職された隊員・消防職員は、日頃の消防・救命活動はもとより、自然災害が発生した被

災地や山岳遭難現場での救助活動、林野火災での消火活動など、数多くの困難な現場において崇高な使命感のもと、文字どおり身命を賭して、群馬県民や群馬県を訪れた多くの方々の生命や財産を守ってこられました。改めて深甚なる敬意と感謝の意を表するとともに、未永くその功績を後世に伝えていく必要があるとの思いを強くするところです。

また、殉職した隊員・消防職員の献身的な活動に対しては、今もなお多くの方々が事故現場や渋峠に追悼に訪れ、殉職者に思いを馳せ、敬意と感謝の気持ちを寄せられています。

高山村議会としても、群馬県防災ヘリ「はるな」墜落事故遺族会からの要望事項が速やかに履行されるよう要望書を提出するものであります。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故慰霊碑建立等に係る要望書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第2、議案第41号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第41号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書 4 ページ及び新旧対照表をごらんください。

群馬県市町村公平委員会は、効率的な公平委員会を運営するため、令和 2 年 4 月 1 日に渋川市ほか 33 団体により共同設置されました。今回の規約の変更については、群馬県内の 11 団体が新たに参加することとなったため、規約の変更をお願いするものでございます。

第 1 条につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から沼田市ほか 9 団体が参加することとなり、次の 5 ページ、第 2 条につきましては、令和 3 年 12 月 24 日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が参加することとなるものです。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第 41 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第 2 号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第 3、議案第 2 号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は 3 月 5 日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

3 番、林議員。

3番(林 和一君) 令和2年度においてテレビ難視聴解消を目的に事業が完成を見ましたが、村内28か所に設備を設置し、大丈夫であるということであります。しかしながら、実際に運用開始し難視聴が解消できない地域が生じた場合における対策についてどうするのか説明を求めるものでございます。

3年度当初予算において維持管理の関係費用の要求がなされていますが、一時的ではあってもテレビ視聴ができない状態が発生するとしたら、張り合いの悪い思いをされる世帯が生じかねませんので、考えられる対策を説明いただきたいと思います。

議長(林 昌枝君) 地域振興課長。

地域振興課長(林 隆文君) 林議員のご質問にお答えをいたします。

テレビ無線共聴システム管理事業ということで、令和元年度から2か年において整備をしております。この3月に完成ということで、村内の今の状況なんですが、共聴組合によって1,100ぐらいの方がテレビの視聴をされております。その中で、今年の4月からテレビ無線共聴システムと共聴システムの関係性を併用して、1年ぐらいで個別アンテナを立ててもらような形にさせていただいて、実際的には今年の4月から運用を始めたいと思います。

テレビの関係で難視聴ということで心配されている方が多いかと思えます。実際今、2月から試験電波のほうを村内28基のアンテナから無線による電波を出しております。その関係で、ある意味、一定の地域について難視聴がないということは報告を受けています。ただ、今年の4月から共聴組合でアンテナを立てるか、もしくは個人でアンテナを立てて見ていただく方向になるかと思うんですが、その中で個別に、例えば自分の宅内に樹木が立っていたり、またアンテナで無線が受けられない場所があれば、令和3年度で予算を計上しています。その関係については、個別調査ということで15件分、対策費ということで15件分の工事の分を令和3年度で計上しております。

その内容なんですが、もし電波を受けられないということであれば、保守業者がいますので、そちらのほうに電波がどういう形で映らないのか、その調査をして、実際、その電波をどうやって受けるのか、実際工事を、立てて、その電波を受けるような高さまでアンテナを持っていく工事が主になるかと思えます。また、各家庭で異なる場合もあると思えます。この木を切つてはいけないという方もいらっしゃるので、その辺をちょっと個別に相談をさせていただきながら、個別のアンテナを立てていただいて、テレビをシステムのほうに乗り替えていただいて、実際ごらんいただくような形にしていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） この目的の条例の第3条の1に、施設等は村長の指定するもの以外行うことができないと規定されていますが、多分、村内の電気業者だと思っんですけれども、この人たち、要するに村民には業者がどこだと知らしめる方法はどうか考えているんですか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 平形議員のご質問にお答えをいたします。

実際、3条のほうで、保守、これについては村の設備ですね。28基のアンテナと、あと受信の、茶屋ヶ松集会所にある電波塔と、あといぶき会館の配信設備、こちらについては実際、保守業者が決まっておりますので、そちらのほうにお願いするような形になるかと思っます。実際、個別のアンテナを立てる方については、各個人で電気屋さんをお願いをするような形になると思っます。実際、電気さんの周知の関係なんですけど、今年の4月1日の広報と一緒に、ある程度そういう形で切りかえの文書を、チラシを作って出したいと思っます。その中で、多少、電気さんの関係については触れさせていただければと思っんですけど、ただ、その電気さんの関係なんですけど、例えばどこの電気ができるかどうかというのはちょっと触れないので、電気屋さん、設備屋さんをお願いをしてくださいという形で周知をしていこうと思っています。

以上です。

議長（林 昌枝君） 平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 個々の場合に、だって村長が認めないとだめ、これは村の設備についてやっていることですか。個々のあれについては、だけどこれだと解釈の仕方によっては、村長が認めないからだめみたいなように受け取る人もいるかと思って聞いたんですけれども、そういうことはないんですか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） この施設の解釈なんですけど、あくまでも村の施設ということで、3つの施設、茶屋ヶ松の受信をする施設と、あといぶき会館にあります配信設備、28か所あるアンテナの設備になります。それはあくまでも無線で各家庭に飛ばしていくので、実際自分のアンテナを立てたものについては各個人で管理していただくような形になりますので、その辺はご了解をいただければと思っます。

7番（平形眞喜夫君） 分かりました。結構です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 高山村テレビ無線共聴システムの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第3号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第3号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

平形議員。

7番（平形眞喜夫君） これ何回読んでもちょっと文章が難し過ぎて、理解が私は余りよくできないので、要約して、ちょっと分かりやすく説明してもらえると有り難いんですけども。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 平形議員のご質問にお答えをいたします。

今回、条例を制定させていただきました公費負担に関する条例、これにつきまして公職選挙法の一部が改正されまして、町村における立候補に係る環境改善のため、町村議会議員の選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大が規定されたものとなります。選挙運動用の自動車の使用、選挙運動用のビラの作成、選挙運動用のポスターの作成が条例による選挙公営の対象とされました。

併せて公職選挙法の改正では町村議会選挙について供託金制度が導入されました。高山村議会議員選挙及び高山村長選挙に関して、候補者と契約事業者の間で交わされました選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、及び選挙運動用ポスターの作成、この各有償契約につきまして条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、高山村が各契約業者に直接その費用をお支払いするものとなります。

対象となる期間は、立候補の届け出のあった日から選挙期日の前日までの5日間が公費負担の対象となります。選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー等一般運送契約をした場合には1日の上限が6万4,500円となります。レンタカー等を借入れをして合わせて燃料供給契約、運転手の雇用契約をした場合、この場合1日の上限が3万5,860円となります。

選挙運動用のビラの作成については、村長選が5,000枚以内、村議選が1,600以内で、1枚当たりの作成単価の上限が7円51銭となります。選挙運動用のポスターの作成については、ポスターの掲示場の数を掛けること2枚以内で、130枚が作成枚数の限度となり、作成単価の上限は5,302円となります。

これが今回の条例制定で決められた内容となりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 平形議員。

7番（平形眞喜夫君） それでは、候補者に対して少しは経費が節減になるという理解でよろしいのでしょうか。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 今まで個人の選挙運動の中で、この負担していた分については、ある程度公費負担、上限の範囲内ですけど公費負担をさせていただきますので、候補者の方の経費の削減にはなるということでございます。

議長（林 昌枝君） 平形議員。

7番（平形眞喜夫君） どうもありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第4号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第4号 高山村立たかやまこども園設置条例の制定についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

6番、山口議員。

6番（山口英司君） 新設されるこども園のお弁当給食について質問をいたします。

給食センターが稼働しない土曜日と長期の休み期間中の給食は業者委託によるお弁当で対応することについて、栄養士がバランスのよい献立を作るのか、アレルギー対応はどうかなど、保護者から不安の声が聞かれました。保護者にお弁当給食の内容を知っていただき、不安を払拭するためどのように応えていくか、説明を求めます。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 山口議員のご質問に対しましてお答えいたします。

4月より始まりますこども園の弁当給食についてでございますが、4月より土曜日と長期休業期間中に希望保育を実施することによりまして給食の提供を行う必要があり、外部搬入や給食センターでの提供、またお弁当の持参など、いろいろな方法を考えてきたところでございます。

まず、給食センターでは、幼稚園、小学校、中学校の合計食数を調理する施設となっております。このため、現状の施設の設備では土曜日に見込まれる15名程と長期休業期間中の35名程の少量の給食の提供は対応ができず、家庭からのお弁当につきましても保存等の衛生面の問題がありまして、外部搬入によるお弁当給食の提供を考えております。

現在予定している業者なんですけれども、管理栄養士と栄養士が各1名おりまして、ほか

の幼稚園3園に5年以上の提供を行っている実績がございます。また、栄養士による献立の提供、それとアレルギー対応もしていただけることとなっております。

このようなことを保護者の方にもこれから周知していき、お弁当給食を実施していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） ありがとうございます。

幼稚園からこども園に変わること、こども園も保護者にも不安なこと、不明なこと、その他いろいろなことがあると思います。園の運営を進めていく中で問題を解決してもらいたい。そして分かりやすく丁寧に説明していただくことで不安を払拭し、理解を深めてもらえるよう取組をお願いいたします。

ありがとうございます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 議案調査の中でかなり説明を受けまして、大体の理解は進んでいると思うんですけども、たかやまこども園に変更するに当たって、予備知識として、幼稚園と保育園の両方のよさを持ち合わせた教育・保育を一体的に行う施設というのが、一言で言うこども園に当たるのかなという感じはするんですけども、この中で、議題の説明の中にも7条の説明をもう少しいただければいいかなということを考えるのと、高山においてはこういうものをしていくわけですけども、その中で、もう元気で丈夫で育ててほしいとか、その辺の目標的なものもあったら合わせてお話しいただければと思います。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 大変お世話になっております。

後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

たかやまこども園設置条例第7条の各事業でございますが、第1号につきましては、基本的な習慣、調和のとれた身体の発達を初め、集団生活から規範意識の芽生えの養い、生命及び自然に対する正しい理解と思考力を芽生えさせること、また日常生活、日常会話等を通して言葉の使い方を正しく導き、表現や造形等に親しむことで豊かな感性と表現力を養うことなどを達成する教育となります。

第2号でございますが、保護者の労働または疾病、その他の理由により、幼児等が保育を

必要とするときは必要な保育を確保しなければならない規定となっております。

第3号につきましては、保育を必要としない1号の支給認定を受けた保護者が、保護者の疾病や兄弟の学校行事、保護者の肉体的・心理的負担の解消等で、一時的に保育を必要とする場合、日数等の制限はございますが、預かり保育を行うこととなっております。

第4号につきましては、保育を必要とする2号認定を受けている保護者が、同じ疾病などの理由により支給認定を受けた時間以上に保育を必要とする場合、こちらも日数等の制限はございますが、預かり保育を行うものとなっております。

こども園におきましては、全ての子供が健やかに成長できるよう保護者の負担軽減に適切に配慮した良質かつ適切な支援を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 説明ありがとうございました。

もう1点、高山の場合は、保育所と幼稚園が少し離れている感覚があるんですけども、その辺の優位性と、逆にちょっと不利な部分があればお聞かせ願いたいかなと思います。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 現在、保育所と幼稚園のほうが少し離れていて、今、保育のほうは幼稚園から保育所へ行き来するような形になっております。4月からは認定こども園になることによりまして、1か所で幼稚園教育から保育までを一体的に行なえる施設として認定こども園を設置することになっております。

また、一体的に幼稚園教育から保育までを見ることで、教職員の引き継ぎ等もなくなりまして、園児の健康面におきましても、きめ細かな指導などができると考えております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） そういったことで、高山の未来の子供たちということがございますので、ぜひ一体的にさせていただいて、未来が見通せるような教育をしていただきたいかなと思います。よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 高山村立たかやまこども園設置条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第5号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第6号～議案第9号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

の一部改正についてから日程第10、議案第9号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてまでの4議案を議題とします。

本件は、3月3日に一括上程され議案調査となっています。

これから議案第6号から第9号まで一括して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号についての討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 高山村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第10号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第10号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第12号 高山村立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 高山村立学校設置条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第13号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第13号 高山村立学校給食センター設置条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 高山村立学校給食センター設置条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第14号 高山村育英条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 高山村育英条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第15号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第16号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 高山村保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第17号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 高山村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第18号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第19、議案第18号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第20、議案第19号 高山村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 高山村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号及び議案第21号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第21、議案第20号 高山村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第22、議案第21号 高山村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから議案第20号、議案第21号を一括して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案ごとに討論と採決を行います。

最初に、議案第20号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 高山村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 高山村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第22号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第23、議案第22号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第23号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第22、議案第23号 高山村道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 高山村道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第25、議案第24号 高山村幼稚園保育料条例の廃止についてを議題とします。

本件は、3月3日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 高山村幼稚園保育料条例の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。午前11時より再開します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

議案第25号～議案第32号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第26、議案第25号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第9号）から日程第33、議案第32号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第4号）までの8議案を議題とします。

本件は、3月3日に一括上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

議案第25号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名など質疑箇所を明示してからお願いいたします。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 何点か質問を行います、まず1点目であります。

27ページ、2款1項5目企画費の中で総合計画マネジメント事業ということで運営支援業務委託料が当初計上額の333万3,000円より10%に当たる33万3,000円の減額ということでございます。当初の支援が充足できる内容だったのかをお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。林議員の質問にお答えをいたします。

マネジメント事業ということで、実際、日本生産性本部のほうに業務委託をしております。運営支援業務委託料ということで、当初は333万3,000円ございました。今回補正で33万3,000円を減額をしております。この業務委託の中に、当初、村民にアンケートを実施するような形で予算を組んでおって、また契約もしております。その関係で、昨年につきましてはコロナということで感染症があって、通常のアンケート調査ができないということで判断をさせていただいて、その分を減額させていただいております。

そのほかに、日本生産性本部の方には来庁をしていただきながら、またコロナの関係で来庁できない場合についてはリモートのほうで対応して支援のほうをしていただいております。

実際、その業務の中身なんです、各事業目、令和元年度については332事業目があったんですが、ある程度の助言をいただいたり、新年度に向けての助言をいただいている部分が主な作業となります。

今回については、どうしてもアンケート調査が実施できなくなったということで、その分を減額させていただいたということになります。

以上です。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） わかりました。

続きまして、31ページ、2款1項10目諸費の中でございます。ふるさと納税事業でございますが、当初計画時の総額で1,078万円から6割近くとなる618万1,000円の大きな減額となり、振興公社の協力を得て納税協力者への特典として計上した365万8,000円のほとんど

が減額となる一方で、振興公社への事業支援業務委託料は、予算額607万8,000円のうち505万1,000円が執行見込みのようでございます。令和2年度の予算説明の中で、道の駅にも専任を置くということでありまして、業務委託分を執行する反面、事業の展開と合わせて実施方法等に何か問題点があったのか、また内容の検証をしたのかをお伺いをいたします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の関係なんです、一番最初、令和2年度につきましては、当初予定、農産物の部分については振興公社のほうに委託をして、その農産物と、あと送る手間のほうも業務委託をしていくという形で、最初の予算を組んだんですが、実際、振興公社とは協議をしていく中で、農産物、そして新鮮な野菜等を返礼品で送るので、振興公社のほうでもなかなか直接調達が難しいということで、9月の補正の予算で組替えの予算ということで減額をさせていただきました。事業支援分の委託料の607万8,000円のうち、9月の補正で446万円、返礼品の部分を報償費のほうに振替えの部分を減額をさせていただいております。報償費で300万、役務費で126万、需用費で20万、全部で607万8,000円のうち446万円については組替予算ということで、どうしても振興公社のほうで業務ができないという部分がありまして、農産物の部分だけについては報償費ということで組替予算をしております。

その結果、505万1,000円という形が委託料になっているんですが、今回の補正の減額も含めまして、トータルで59万1,000円となっております。その内容につきましては、広告の委託料が30万円、そして野菜等の梱包の作業、振興公社のほうに500円をお願いしているんですが、その部分があらかただと思います。

そして、その内容は問題がなかったかということなんです、地域振興課と振興公社のほうで話し合いをしたときに、人員の関係でちょっとマンパワーが足りないという部分もありまして、本来であれば振興公社のほうをお願いをしたかったんですが、振興公社のほうではちょっと無理だということで、梱包はできるけれども、なかなか返礼品の調達までは難しいということになりましたので、ある意味、振興公社じゃなくて、役場のほうでそういう形をさせていただきました。

今後の課題としては、その返礼品の業務については振興公社と村で経営戦略の中で話を進めて、観光交流館も建設に向けて、その中で人員整備もしながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 47ページ、4款、1項1目衛生費の中で、医療関係補助事業でございます。原町赤十字病院医師確保対策補助金270万円の追加計上がなされておりますけれども、原町日赤病院は吾妻東部地域としては中核病院でもありますし、助成をしていこうということに関しては理解をしているところでございます。しかしながら、今後においては経常的な負担になってくるとされる案件でもあります。行政といたしまして注意深く対応していったほしいと考えるところでございますけれども、これからの問題について政治的な判断というのはどんなふうを考えているのかお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 林議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度からこの助成金の交付が求められ、今回、補正予算を計上いたしまして、令和3年度の当初予算にも計上させていただきました。原町赤十字病院は吾妻郡の中核的病院として使命を果たすため医師を確保する努力をしていますが、都市部の病院と違い、医師の確保は難しい状況にあると聞いています。

そのため、医師の確保対策として、医師確保調整手当を支給したり、群馬大学などから医師を派遣していただいたりしていますが、経費がかさみ経営状況も悪化しています。自助努力として、多岐にわたり収益の増加に対する対策も講じていますが、医療の質を維持していくためにも計画的な設備投資もしなければならず、赤字体質を脱するまでにはいかない状況であると聞いております。

本来であれば、病院内で黒字化ができればこういった助成も必要なくなると思いますけれども、村長と十分協議した結果、現段階では助成をせざるを得ない状況だと考えます。

今後、事態が好転すればよいのですが、しばらくはこの助成を続けなければならないと思います。しかし、病院が自治体に甘えることのないよう、経営状況などの説明を求め、必要最低限の助成にとどめたいと思っております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） ありがとうございました。

これは質疑ではございませんけれども、今回の補正予算案の中にあって、39ページ、民生費の中の社会福祉総務費において、障害者等生活支援事業の計画策定業務委託を職員の努力によって上げたとの説明がありましたけれども、その努力に対しましては称賛に値するものとして考えますし、関係職員に敬意を表したいと思っております。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

9番、小林議員。

9番（小林 進君） 振興課長、お願いいたします。

私は、39ページの下から3番目、3款1項1目障害者等生活支援事業ということで、この説明と、44ページ、3款児童福祉費の2目保育管理費の一番下、保育所運営事業費、これは説明は一応受けてはいるんですけども、もう一度この説明をよろしくお願いします。

議長（林 昌枝君） 保健みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 小林議員のご質問ですが、まず、障害のほうは計画策定費が削減されたことと、保育所の人件費が削減されたことについてということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

保健みらい課長（割田信一君） 先ほど林議員からお褒めをいただき、大変ありがとうございます。まず、障害の計画策定業務委託料の減額につきましては、担当職員も忙しい中ではありますけれども積極的に計画の策定業務に当たってくれました。結果、業者に委託することなく予算を減額できました。

なお、この計画は第6期の障害福祉計画と第2期の障害児福祉計画であり、それぞれ今までの計画がありましたので、それを基本に新しい計画を立てる作業を行いました。今後も、数々の計画を立てることがあるかと思えますけれども、経費の削減を念頭に置き、職員ができる業務と専門的な知識を有する業者に委託したほうがよい業務を見極めながら実施したいと考えております。

また、保育所の会計年度任用職員人件費については、保健みらい課に会計年度任用職員として勤務する介護保険の認定調査員の方が新型コロナウイルス感染症の関係で認定調査数が大分減りましたので、空いた時間に保育所の保育業務を手伝っていただきました。結果、保育所で雇う会計年度任用職員の数が減るなどして予算を減額することができました。

今後も、職員間で協力できることは協力して経費の削減につなげればよいかと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） このように説明を伺いまして、職員の努力によりまして予算の削減ができていくということは、多くの説明を受けてきましたが、その中で実行に伴う削減という

ことが多々出てまいりました。職員が努力をすれば、このように実際に予算が削減できるんだという一番の証明だと思っております。

そこで村長、今、縦割り行政、そして丸投げ等が叫ばれておりますけれども、こういう職員、またこういう指導者がいるということは本当に心強く思うわけでございますけれども、今後、実際に職員が予算を削減してきたということに対してどのような指導をしていっていただけるかをお願いします。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） ただいま小林議員からの称賛の言葉、大変ありがとうございます。課長の指導の下、職員がよく勉強して削減してくれたということでございます。

ということは、ほかの課についてもそういう例はありますけれども、とにかくその課内で仕事の内容等々共有していくのが筋だと思うんです。私の担当した仕事はもうやったから、隣の人の構わないよという発想じゃなくて、課内の仕事は全員で負担をしていくと、そういった心構えで仕事をしていただければ、私は大変うれしいと思います。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） 本当にこの説明を受けまして感銘を受けたわけでございます。こういうことをまた今後とも各課も、だんだん、だんだんこういう職員を増やしていただきまして、予算の削減に努めていただけたらと思います。

ありがとうございます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 今の話をちょっと確認している中で思いついたわけではないんですけれども、やっぱり普通の会社だったら社内表彰システムじゃないですけれども、ある程度のそういう特典で、削減できた場合には何らかの表彰規程みたいなのをこれからは設けていく必要があるのかなというのを感じるところですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 表彰まではちょっと難しいと思いますけれども、そういうことがあったら役場職員全員に情報を流してたたえてあげたいと、そういう形で、いずれどうなるかわかりませんが、考えていかなければならない状況もあるかもしれませんけれども、そういった形で職員が共有してたたえていただければと、そういうふう考えております。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番(後藤 肇君) はい、分かりました。

議長(林 昌枝君) 7番、平形議員。

7番(平形眞喜夫君) 30ページ、2款6目1項総務管理費の誤作動推進防止装置取扱補助事業についての実績をお願いします。

議長(林 昌枝君) 総務課長。

総務課長(割田 眞君) 誤発進防止装置につきまして、令和2年度の実績といたしましては2件という実績でございました。

議長(林 昌枝君) 平形議員。

7番(平形眞喜夫君) 先般、いろんな高齢者とかいろいろありますので、もしでき得ればPRをして、もしそういう人がいましたら優先的にお願いいたします。

議長(林 昌枝君) 総務課長。

総務課長(割田 眞君) ただいまのPR関係につきましては、また広報を通じてPRさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長(林 昌枝君) 7番、平形議員。

7番(平形眞喜夫君) 同じく51ページの4款1目2項清掃費なんですけれども、不法投棄等対策について、当初予算13万8,000円、リサイクル手数料が3万8,000円で、残り10万円ですけれども、そっくり戻したとなってますけれども、その説明をお願いできますか。

議長(林 昌枝君) 住民課長。

住民課長(飯塚欣也君) 平形議員のご質問にお答えさせていただきます。

不法投棄でございます。不法投棄でございますが、令和2年度におきましては費用がかかる案件はございませんでした。不法投棄自体につきましては、月に1回パトロールをして、そういう通報等、令和2年度につきましては2件程通報がございまして、現場のほうに出向いたわけでございますが、投棄した方が特定できました。その方に責任を持って片づけていただきました。

当初予算で費用は計上させていただきましたが、そういう案件がなかったということでご了解を願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長(林 昌枝君) 7番、平形議員。

7番(平形眞喜夫君) 不法投棄って叫ばれてるので、環境のほうからもしっかり協力をよろしくをお願いいたします。

それから、67ページ、9款5目1項消防費について、地域防災計画改定事業の当初予算と同額、これも同じような内容なんですけれども、お願いいたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 平形議員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、保健センターの防災減災省エネルギー設備導入に当たって、地域防災計画が最新のものでなければだめだということで、当初予算に組まさせていただきました。実際年度が明けて、今年度、2年度、この事業を導入する際に内容が職員の手でもできる内容でございましたので、職員の手で情報等、内容を刷新いたしまして、業者に頼むことなくその部分については全額減額させていただいたものでございます。

議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） どうもありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） 9款消防費、消防施設費、66ページなんですけれども、第1分団の車庫の設計監理業務委託料ということで、当初予算は設計料のほうで456万5,000円というような当初予算で、建設工事費が1,600万というような予算でした。それを議会のほうから設計料が高いというようなことを申し上げまして、それで工事がもう完成したようですが、どんな形で設計監理業務と工事がされたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

まず、設計関係でございますが、実際設計業者に頼んで図面を起こしていただくと、当初予算で見積もった金額は先ほど奈良議員おっしゃられました450万円程かかるということでございました。これもかかり過ぎということもございまして、方法をちょっと変更いたしまして、業者からの提案方式、実際建築に当たる業者からの提案方式ということで事業のほうを進めさせていただきました。

設計関係につきましては、技術的支援ということで建設技術センターのほうにお願いいたしまして、実際設計に当たるのではなく、我々職員では指導できない部分というところの支援をいただくということで契約をさせていただきました。こらちの契約額が105万9,000円ということで契約をさせていただいてございます。

実際、業者の選定に当たりましては、村内にいらっしゃいます建築の資格を有しておりま

して、入札参加願を提出している4業者に対して現場説明を行いまして、現場のほうでこの事業に対して平面図、間取りから立面図まで含めた提案をしてくださいということをお願いをしたところでございます。

実際、4者のうち応募してきていただいたのは2者でございまして、その中で、庁内で組織しております入札審査会と建設技術センターの協力をいただいて、業者のほうを決めさせていただきました。その結果、工事請負費で、予算額で160万5,000円ほどあったものですが、1,452万4,497円ということで、1,450万円ほどで工事のほうができました。予算との差額では490万程の差額が出ておりますので、その分については実際方式を変えたところで節約できたのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 大変いいことだったんで、先ほどから何か民生費のほうですか、そっちのほうでも職員が一生懸命頑張ったということで、この事例は議会側からの指摘で執行部側が努力して、それで500万近いお金が節約できたということで、大変いい話だなと思ひまして質問させていただきました。これからもこういうことができればいいなと思ひますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、39ページです。3款の民生費、社会福祉総務費の中で社会福祉協議会運営費補助事業というところで説明をいただいたときに、おもてなし校からの生活福祉資金の申請が300件あったというふうなお話を聞きました。1人10万円ぐらいということで、大変高額になるので、その辺の内容をちょっと説明していただければ。直接村からではないそうですが、ちょっと説明をしていただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする方々に緊急小口資金を特例的に貸し付ける制度を、県の社会福祉協議会を通じ村の社会福祉協議会が窓口となり、貸付業務に当たりました。

高山村では、日本おもてなし専門学校があり、その学生がこの制度に多く申し込みました。内訳を申しますと、緊急小口資金が149件、生活支援費の総合支援資金が110件で、合計259件の申請が年度末までに見込まれます。

なお、このうち一般の村民は緊急小口資金が12件、生活支援費の総合支援資金が4件の申請がありました。この業務に対し村の社会福祉協議会は1件当たり5,000円の事務委託費が

収入となります。市町村の事務費と合わせると133万3,000円の収入が見込まれております。そのほかに日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業などの業務も本年度から受託することとなり、18万4,000円の収入が見込まれていて、合計で151万7,000円となります。

これは社会福祉協議会の自主財源となります。社会福祉協議会の不足する運営費は、村が補助金として補助しておりますので、自主財源が増えることにより、不足する運営費等が減少しますので、村からの補助金を減額するものでございます。

このほかにも、コロナ関係で事業が圧縮したものも合わせてこの金額の減額となっております。

また今後も、これらの事業以外でも、社会福祉協議会としての自主財源の確保を図るよう  
に促し、村からの補助金の適正化に努めていければと思っております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 大変丁寧な説明で、よく分かりました。

最後に、53ページ、6款農林水産業費、農業費の農業振興費、農産物ブランド事業の中で高山キュウリのG I登録に関してなんですが、本年度も登録ができなくて、9万円ですが減額したというような状況でございますけれども、今後の見通しとございますか、今の進捗状況とございますか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

それと、これは道の駅のほうかららしいんですが、高山キュウリのレシピというのが好評で、もう道の駅に置いていないというような情報がありましたので、そのレシピを増刷とございますか、それを作れるのかどうか、その辺のところもお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 奈良議員のご質問にお答えします。

高山キュウリのG I登録につきまして、令和2年度は登録に至らなかった関係で、補助金分で9万円全額を減額させていただきました。令和2年度につきましては、当初、国から現地確認を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして現地確認が見送りとなっております。今後、登録になった場合には、非会員の方が高山キュウリの名称を使用できなくなるということから、道の駅にお願いし、出荷者の方に案内を配布させていただきました。トラブルにならないよう、なるべく多くの方に会員になっていただきますよう継続してお願いをしていきたいと考えており、高山キュウリを自信を持って村

の伝統野菜としてPRし、多くの方に購入していただけるようにしていきたいと思っております。

また、高山キュウリのレシピについてでございますが、現在、役場の倉庫に1,200部残数があります。このレシピは、県吾妻農業事務所におきまして作成をしていただいたものになりますが、なくなれば、今後、村のほうで作成をすることになりますので、引き続きPRできるよう新たに作成するようにしていきたいと考えております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） すいません、大変在庫があるみたいなので、ぜひまた道の駅のところにさせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 次に、議案第26号から議案第32号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してから願います。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 農業用水のほうの8ページなんですけれども、1款1項1目高山揚水場廃止協議等についてです。現在、高山揚水場のJRとの廃止協議を進めているわけなんですけれども、令和2年度の経過状況と3年度の予定とございますか、目標みたいなものがありましたら教えていただければと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員のご質問にお答えします。

高山揚水場廃止協議事前調査委託料としまして、令和2年度補正で399万3,000円を減額させてもらっております。これは当初、JRから取水期における流量調査の申し出があり、当初予算で計上してございましたが、その後、JRから連絡がなく、流量調査を行わなかったため全額の399万3,000円を減額したものでございます。

また、高山揚水場の関係で、JRとの廃止協議の令和2年度の経過状況についてでございますが、昨年、令和2年11月の議会全員協議会におきまして高山揚水場廃止に向けた村案に

ついでご説明をさせていただきました。その後、11月18日にＪＲと打合わせの場を設けまして、高山揚水場廃止に向けた村の考え方をＪＲ側に伝えました。

ＪＲ側では、村案に対して、ＪＲ社内設備部が主体となって検討した内容につきまして、今年に入って令和３年３月12日にＪＲ側の維持管理に対する方針（案）がまとまったということで打合わせの場を設けまして、ＪＲ側の説明を伺いました。その内容は、村案を尊重する内容もありましたが、中にはプラスアルファのＪＲ要求案も含まれておりました。

今回の方針案について、どのくらいの費用がかかるのか概々算を出してもらえようＪＲ側をお願いをしております。

なお、この維持管理に対するＪＲ方針案につきましては、４月の議会全員協議会の際にご報告をさせていただきたいと考えております。

また、令和３年度の予定についてでございますが、今後、村とＪＲ側と相互に承諾を得られた場合には、ＪＲ高崎支社内の各会議で付議を行った後、廃止に向けた協議と、そのための対策を実施するための覚書を取り交わし、その後、対策工事を実施し、対策が完了すれば廃止となる流れとなります。

以上となりますが、よろしくお願いたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

１番（後藤明宏君） ありがとうございます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

小林議員。

９番（小林 進君） この農業用水で通知してなかったんですが、申し訳ないですが質問をさせていただきます。

歳出で合計5,312万8,000円、これ、ただ水を流しているだけでこれだけお金をかけているんだと思いますけれども、農業用水として使っているところもありますけれども、立て坑の部分が、ＪＲとの関係、今説明を受けましたけれども、今後これどのように進めていくつもりでいらっしゃるか伺いたいんですが。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 高山村としては、相手がいることですから、高山自身で決めることはできないですね。ＪＲとのこれからの協議の中でどういう進展の仕方をしていくか見守っていきたいというふうに考えておりますけれども、事情変更の原則というのがあるそうですね、法律用語で。これは、当時の管理費として高額なお金をいただいていたね。

そのお金は管理費で、基金としてありますけれども、本来、その基金から管理費を支払うべきだったと私は考えています。

この経営をしてきた、管理をしてきたのは一般会計で管理してきたんですね。だから、それは大分財政に、一般会計のほうに負担をかけるということになっているわけです。この当時の条件と今の条件ではかなりの格差があるわけです。誰もが想像できるような、マイナス金利なんていうことは予想もしなかったわけです。こういうのは事情変更の原理が該当するんじゃないかというお話を聞いております。

このこともJR側にはまだ伝えていないということです。ですから、余りにも高額で私どもに負担がかかるようであれば、この辺を持ち出して、抵抗しながら安くもっていきたいというふうに考えております。

非常に残念なのは、台風19号、新幹線の車両等がみんな埋まっちゃって使えなくなったと。それでまたリニア新幹線の工事の進捗状況がとても厳しいということで、タイミング的には非常に悪いときなんですよ。ですから、もう少し向こうへ送ったほうがいいような気がするんですけども、いずれにしても状況を見ながら協議を重ねていきたいと思っております。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第25号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。これから議案第25号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決

します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号～議案第40号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第34、議案第33号 令和3年度高山村一般会計予算から日程第41、議案第40号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算までの8議案を議題とします。

本件は、3月3日に一括上程され議案調査となっております。

これから質疑を行います。

最初に、議案第33号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質疑箇所を明示してからお願いします。

それでは、1款及び2款について質疑を行います。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 51ページ、2款1項8目総務管理費の総合型GISの推進事業の説明をお願いします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 平形議員のご質問、総合型GIS推進事業、こちらはまずGISとは地図情報システムでございます。航空写真の上に公図をのせまして、その上に固定資産情報をのせたものがこの1項でいうGISシステムとなります。

これは今後、この地図の上に村の情報、例えば防火水槽とか消火栓、また福祉的なところでは要援護者、またそれに付随いたしまして下水道情報とか、そういった情報をのせまして活用していこうというものでございます。実際この地図情報につきましては、現在、全ての職員のところで閲覧ができるようになっております。

3年度から今申し上げました防火水槽とか、そういったいろんな情報をのせて、各課の中で情報共有ができるようにしていきたいというものでございます。

以上です。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 歳入で19ページ、歳出で57ページ、マイナンバーの個人カードについて質問させていただきます。

今年度250件ぐらいのカードを作るというような予算が上がっていると思います。カード

について様々な情報が流れています。例えば国民健康保険もこれでなるとか、ならないとかというような、そんなうわさがあります。今後予想されますカードの機能ということについて、どんなことが予想されるのか、大まかで結構ですので教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 住民課長。

住民課長（飯塚欣也君） 奈良議員の質問にお答えします。

マイナンバーカードの今後の情報でございますが、高山村においては、今後予想されるマイナンバーカードの連携機能として、今月下旬から一部の医療機関での健康保険証としての利用が開始される見込みでございます。

国においては、税社会保障、災害、年金分野等で100項目を超える利用を見込んでいるとの情報提供を受けております。しかしながら、本村ではシステム構築等の費用が多額であり、マイナンバーカードの機能を生かした住民サービスが十分にできておりません。今後考えられるサービスでございますが、他の自治体でも行っているコンビニでの住民票や戸籍の証明書、印鑑証明書、各種税の証明書などが取得できるサービスが行えるよう検討してまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 42ページ、2款1項4目財産管理費で公共施設等総合管理計画策定事業についてお伺いいたします。

これは同様な事業が他部門においても業務が実施をされておりますけれども、ここでは総務課所管範囲内における施設の老朽化診断の計画策定業務委託で、令和2年度において420万円程度をかけて当該事業を実施したものと思われましてけれども、令和3年度において108万9,000円をかけて、さらに上位計画となる改定支援業務委託を予定をしているということでありまして。この業務では幾つの施設を対象として計画されているのかというのは分かりませんが、現在進行中の観光交流館だとか、役場庁舎の問題もある中で、一連の老朽化施策に対する計画策定において、今後の長期計画の中でどんな位置づけを考えているのかを伺いたいと思います。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

まず、施設数については27施設を考えております。

こちらの公共施設等総合管理計画改定事業、この目的につきましてちょっとご説明させていただきます。

平成29年3月に高山村公共施設等総合管理計画を策定をしているところでございますが、総務省から総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い、実施する点検、耐震や個別施設計画に記載した対策の内容を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていくことが適当であるということを示されました。

令和2年度までに個別施設計画を策定し、さらに個別施設計画で示された中長期的な維持管理、更新等の経費見込みを令和3年度までに上位計画の総合管理計画に記載し、見直しを図ることとされております。計画は、現時点でのものとなりますが、役場庁舎の修理については、現状、整備案の方針がまだ明確に定められていないため、当計画では更新費用等の明記はせず、方針が決まり次第、次回の計画の見直しの際に明記をしていくものとさせていただきたいと思っております。

また、観光交流館についても同様に、今回の計画には盛り込まず、供用を開始して予防保全が必要となったところ合いを見極めて計画に盛り込むこととする予定でございます。

この改定には40年先の中長期的な実効性のある計画見直しが求められております。専門的な知見や個別施設計画の作成を担当し、本村の施設事情に詳しい業者に技術支援を発注したいと考えておりますが、より精度の高い計画改定が見込めるように努めてまいりたいと思っております。

また、この計画の改定に当たっては技術支援をお願いすることとし、計画の改定自体は担当で行うことを今想定しております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 45ページ、2款1項5目27節繰出金なんですけれども、テレビ無線共聴システムの管理事業費2,521万1,000円計上されておりますけれども、この管理事業というのは毎年このぐらいの費用はかかるんでしょうか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。後藤議員のご質問のお答えをいたします。

テレビ無線共聴システム管理事業として今年度2,521万1,000円を計上させていただいております。今年度、そのシステムのほうが構築をされまして、来年度の管理になります。そ

の関係で、毎年かかる費用なんですけど、11節の個別受信状況調査手数料と14節の個別受信対策工事、17節の保守予備部品購入費、全部トータルで合わせますと約1,553万ですか、それ以外、残った金額、約1,000万円程度が実際毎年保守点検でかかってくるような形になると思います。

実際の内容なんですけど、11節の個別受信の手数料と14節の受信の対策工事、こちらについては、当初、来年度と2年度、令和4年度ぐらいですか、ある程度アンテナを設置をして、実際本当に受信ができない方についての調査と工事になるので、ある程度今、5組合共聴組合があります。その後が1,100ぐらいあるんですけど、その方が全部つなぎ込みが終わった段階で、この部分については削除するか、計上されないような形になると思います。

17の保守予備部品購入費なんですけど、こちらについては雷等で有事があった場合、アンテナに雷が落ちた場合については全域テレビが見れなくなりますので、アンテナの部品と茶屋ヶ松公民館、集会所にあるんですけど、榛名の無線を直接受けます。そのユニット一式と、あといぶき会館にある送信設備ですか、その部分も雷を受けた場合についてはだめになってしまうので、その部分を計上させていただいております。例えばそれが1回備品で買うので、例えば雷が落ちたりしなければ、その備品についてはずっと取って置くような形になりますので、基本的には、この3つを除いた額が毎年保守でかかってくるような形になると思います。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 暫時休憩に入ります。

1時からよろしく申し上げます。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

1款、2款について質疑はありますか。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 41ページ、ネットワーク関連事業、電子計算費のところなんですけれども、各課で共通なんですけれども、パソコンのシステム保守委託料や使用料などシステム経費がかなり各課で付いているんですけれども、その総予算的にはどのぐらいかかってい

るか教えてください。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

庁内で使用しているシステム関係、こちらの経費でございます。

こちらには回線料、それと保守委託、それと使用料、それと備品購入を含めてございます。一般会計が総合計で8,534万8,000円となります。これに特別会計で使用しているシステムもでございますので、こちらも含めると9,461万4,000円という額になります。

以上です。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

1番（後藤明宏君） それと、パソコンのリースと購入の割合と、リース料というのはどのくらい1台に対してかかるものなののでしょうか。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） パソコンですが、職員が自分の席で使用する端末、こちらについては現在13台がリースとなっております。この13台のリースも令和3年度中には終了する予定ですので、こちらは買取りをさせていただくということで、買取りになりますとパソコン端末自体はリース料はなくなります。ただ、そのシステム、それとシステムを動かすサーバーというものがあるんですけども、そちらは全てリースになっております。ですから、こちら使用料で見ますと、全体で一般会計で5,279万5,000円、特別会計も含めると5,869万5,000円、こちらはシステム関係、またシステムを動かすサーバー関係のリース使用料となっております。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 次に、3款及び4款について質疑を行います。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 81ページですけれども、4款1項2目新型コロナウイルスワクチン接種についてなんですけれども、高山村の接種計画と対策の説明をお願いしたいのと、接種後のアナフィラキシーなどの副反応の対応はできているんですかねということでお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 後藤明宏議員のご質問にお答えいたします。

高山村では、接種計画を現在、国が示す情報を基に郡の医師会、郡内の町村の担当者、また村内の医療機関である中山診療所と相談しながら策定しているところでございます。現在はまだ案の段階ではありますが、村で考えている概要を申し上げます。

まず、接種順位につきましては、医療従事者、高齢者、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60から64歳の方、それ以外の方、16歳以上の方なんですけれども、この順に接種を考えておりますが、医療従事者については村で実施するのではなく、県が中心となり医療機関を割り振って接種を始めているところでございます。

村では、65歳以上の高齢者から接種を始めるわけですけれども、ワクチンの供給が今のところ4月26日の週に1箱、975回分が届くと連絡が来ております。本当にその日程で届くのか不安な面もあるんですけれども、ワクチン接種に関するクーポン券などの発行は、ワクチンが届けばすぐ発送できるように準備を進めておき、実際のワクチン接種はゴールデンウィーク明けに始められたらよいかと考えてございます。

基本的には、効率的でスムーズな接種を実施するため、集団によるワクチン接種を中心に計画しています。まず、会場はいぶき会館3階、多目的ホールを予定しています。接種する医師は中山診療所の荻原先生を中心に接種を予定しています。そのほかに郡の医師会や原町赤十字病院の医師の方々にも協力を求めています。

1日の接種者数は50人から100人程度を予定しています。1人当たりの接種回数は2回で、2回目の接種は1回目の接種の3週間後です。

なお、会場へお越しいただくことが困難な場合は、村でバス等による送迎を予定していません。

また、病気療養中のため個別でかかりつけの医療機関で接種を受けたいなどの希望があれば相談に乗りたいとは思いますが、余りばらばらになるとスムーズな接種が行えなくなると困りますので、工夫をしていきたいと思っております。

なお、ワクチン接種に関する費用は、集団でも個別でも個人負担はありません。

高齢者以降の接種に関する件については、ワクチンの供給量やタイミングが示されていないので、現在のところ未定ですが、情報が入り次第、速やかに計画を立て、接種体制を整えたいと思っております。

接種後のアナフィラキシーなどの副反応の対策ですが、中山診療所の先生と相談させていただき、接種後30分以内に副反応などの症状が出た場合に対応するための医薬品を診療所に

用意していただくこととなっています。また、ベッドなども控室に準備しておきたいと思っています。

郡の町村会では、広域の理事長に救急救命士の配備などもお願いしましたが、郡内で一斉に接種が始まることなどにより、常駐はまだ約束されているものではございません。また、担当者と郡の医師会の合同会議では、アナフィラキシーなどの副反応を起こした患者の受入れ体制も整備しておかなければならないことなどが議題に上がっております。

また、ワクチン接種に関する情報は新聞やテレビなどでも頻繁に報道されていますが、村としては、近々、65歳以上の高齢者に接種に関する意向調査を実施したり、住民向けには4月号の広報に概要を掲載したりする予定です。国からの情報も日々変わる中で、少人数で対応しなければならない大変な状況ですが、安全でスムーズな接種ができるよう努力していきたいと思えます。

以上です。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 73ページです。民生費の中の児童福祉費、4月1日より保育園が認定保育園としてスタートされるようですけれども、これによって職員の形態だとか、大きく変わる点というのはどんなことでしょうか。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

高山村保育所は認可外保育所として開設以来運営してきました。これを来年度から認可保育所として運営したいということで本年度県に申請をしており、近々受理され認可される予定です。

では、認可と認可外で何が違うかという、大きな相違点は、認可では子供の年齢ごとに保育士の配置基準が定められていたり、施設の設備についても子供1人当たりの広さが定められていたりしています。本村の保育所は、今まで幼稚園児をお預かりしていたので非常に手狭でしたが、4月からこども園が新しくスタートすることにより、施設的にも余裕が生まれ、施設整備については、特に改修工事などをすることがなくても基準は満たすようになりました。

なお、保育士の数は、今までの数では基準を大きく下回りますので、新たに保育士の資格のある会計年度任用職員を4人採用する予定です。これにより基準を満たしますので、子供たちへの保育の質と量が向上されることは大きなメリットであると思えます。保育士数が増

えることにより人件費は増加しますが、それ以上に財政的に有利となる面が見込まれます。それは、令和2年度では認可外保育施設として国、県の子供のための教育・保育給付費負担金が約2,500万円の交付を受ける予定ですが、令和3年度からは認可保育施設になることで、これは交付されなくなります。しかし、交付税を試算してみますと約7,000万円増加する見込みとなりますので、差し引き4,500万円増加する見込みです。

今回の当初予算の保育所の会計年度任用職員の人件費は令和2年度と比較すると939万4,000円増加しますが、それ以上に交付税は増加します。まとめますと、認可保育所になることにより保育士の数が増え保育の質と量が向上し、さらに財政的にも有利になるということが大きなメリットであると思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

次に、6款、7款について質疑を行います。

野上議員。

5番（野上富士夫君） 107ページになります。7款商工費、1項4目、道の駅整備事業でございますけれども、観光交流館の整備事業、その中に厨房機器整備工事として6,017万円の予算計上がされております。この厨房機器、要するに加工場の整備ですけれども、この加工場が入る観光交流館について村長にお伺いいたします。

令和3年度における本村の重点施策は何といたしても新型コロナウイルス終息に向けての切り札と言われるワクチンの接種事業と観光交流館の建設ではないかと思えます。高山村では地域住民と来村者の合流を促進するため、むらの中心地づくりとして道の駅中山盆地周辺の整備に取りかかり、観光交流館は中心地づくりの中核的役割を果たすための施設として、平成30年度から設計業務、造成工事、道路擁壁工事を実施し、紆余曲折はありましたが、建物本体の建設は令和3年度に行われ、総事業費は約6億5,000万円が投じられます。観光交流館は、非常食の備蓄庫、災害時の避難所、農産物の加工施設、多目的交流室、食堂、ワーキングスペースを備えた複合施設です。言うは易く行うは難しということわざがありますが、計画時の見通しが甘かったで済まされるものではありません。観光交流館は所期の目的を達成し、10年、20年先の高山村になくてはならない施設となるよう、関係者が一丸となって建設及び運営に当たらなければならないと思います。その先頭に立つ村長の観光交流館に対する思いをお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 観光交流館につきましては、皆さん方に多大な迷惑をかけていることに心よりおわびを申し上げたいと思います。

むらの中心地づくりにおきましては、100年先も住みたい持続可能な村の実現に向けて事業を展開しているところでございますが、このたび村の経済、福祉、文化の活性化を主導する暮らしの創生拠点施設となります観光交流館の建設がいよいよ始まります。また、国民年金受給者である農産物生産者にとりましては、1か月5万5,000円あるいは6万5,000円の年金に、道の駅の野菜の売上げがプラスになればかなりの生活の支えとなると考えております。観光交流館の幅広い活動を目指して、交流人口の増、そして生産者、村民の福祉につなげていきたいと考えております。

明るい未来に向かって、この施設が村民になくはならない施設となるよう、令和4年度のオープンに向けて取り組んでまいります。どうぞ内容につきましても、議員皆様からのお知恵をいただきながら取り組んでいければと思っております。引き続きご理解とご協力賜りますようお願い申し上げ、野上議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 野上議員。

5番（野上富士夫君） 村長の観光交流館に対する熱い思いを聞かせていただきました。

今はコロナ禍ということで、観光業あるいは飲食業、大変な時期ではございますけれども、いずれはこの新型コロナも人類の知恵で克服されるのではないかと思います。また、されなければならぬと思っております。そのコロナ後の観光を見据えた先行投資という位置づけで、今後も有効な活用を、関係者知恵を絞っていかなければならぬと思っております。大変ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） 99ページ、6款2項の林業費の中ですが、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業で3,600万程事業費がとってあります。この中身について作業内容等教えていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業でございますが、令和3年度予算で3,600万、全て18節補助金として事業主体の団体へ補助金の交付となります。

事業内容でございますが、15団体のうち苗木の購入が2事業で20ヘクタールを予定して

おります。予算額で600万円を見込んでおります。苗木の種類は、コナラや杉等を予定しております。

面積に対しまして単価が決まっており、それ以上に必要で購入する場合には、団体が負担するようになります。

また、刈払作業が15事業で、150ヘクタールを予定しております。予算額で3,000万を見込んでおります。こちらも面積に対しまして単価が決まっており、それ以上に必要な作業につきましては団体が負担するようになります。

以上となりますが、よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 91ページ、農業振興費の中ですけれども、CSF、豚熱ですね。通称豚コレラなんです、村内の発生状況と、人への影響はありますでしょうか。

それと鳥インフルエンザが最近またはやっていますけれども、感染の鳥類が見つかった場合に対して対策のお考えをお聞かせください。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員のご質問にお答えします。

CSFの村内の発生状況でございますが、現在、本村での養豚農家は1軒ございますが、発生はありませんが、CSF（豚熱）に感染した野生猪が村内において2頭確認されております。まず、最初の1頭が、今年に入って1月12日、関田地内で死亡していたのが1頭、また2頭目が、同じく関田地内で1月20日に捕獲され、検査の結果陽性と分かり、2頭目となっております。

CSF（豚熱）による人への影響についてでございますが、CSFは豚やイノシシの病気であって、人に感染することはなく、仮にCSFにかかった豚の肉や内臓を食べても人体には影響はありません。

なお、豚やイノシシには強い伝染力と高い致死率が特徴のため、畜産農家の方には引き続き飼育衛生管理の徹底と、早期発見のため監視の強化をお願いしております。

次に、鳥インフルエンザに感染した場合の対策についてでございますが、野生の鳥類が死んでいて、検査の結果陽性であった場合、死体発見場所半径1キロメートル程度を消毒処置を行うと同時に、同場所から半径10キロメートル圏内を野鳥監視重点区域に定め、約30日間野鳥について重点観察を行います。

まずは、死亡した野鳥が見つかった場合には、素手で触らないことや、同じ場所でたくさ

んの野鳥が死んでいた場合には、速やかに県や市町村等へ電話連絡をしていただきたいと思います  
っております。

説明につきましては以上となりますが、よろしくお願いたします。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 続きまして92ページなのですが、こちらも農業振興費、農地中間管理  
事業なのですが、管理機構への村内の農地バンクへの登録面積とマッチング利用面積はどの  
ぐらいありますでしょうか。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員のご質問にお答えします。

農地中間管理事業による農地バンクの登録面積とマッチング利用面積というご質問でござ  
いますが、まず、村内の農地バンクの登録面積につきましては、令和3年2月末現在におき  
まして1万9,916平米、筆数で15筆となっております。地区別で言いますと、中山地区で12  
筆、尻高地区で3筆となっております。こちらは農地の出し手の方（貸す方）が8名、借り  
手（担い手の方）が2名となっております。

また、令和3年度におきましては、原地区の土地改良事業予定地を見込んでおり、農地バ  
ンクへの登録予定面積では20万9,320平米、筆数で150筆を見込んでおります。農地の出し  
手（貸す方）でございますが64名、借り手（担い手）の方が8名の予定であります。

また、マッチング利用面積についてでございますが、借り手がいることが前提としており  
ますので、利用面積につきましては登録面積と同じとなっております。

説明は以上となりますが、よろしくお願いたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 94ページの6款4目1項で、12の牧場管理事業の委託料の説明を  
お願いたします。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 平形議員のご質問にお答えします。

12節の牧場管理業務委託料でございますが、こちら鈴木幹繁さんをお願いしております業  
務の委託料となっております。令和3年度予算で375万円を計上しておりますが、令和2  
年度当初予算では342万円、前年度と比較しまして33万円の増額となっておりますが、議案  
調査の中でご指摘がありましたように、説明をさせていただきましたが、令和2年度当初予

算と同額の342万円の金額の中で令和3年度の牧場管理業務委託を執行していきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 6款と7款にまたがって3点程質問させていただきます。

まず、6款の88ページ、農地台帳システム、農地の現地調査支援タブレット、このタブレットの機能と、今年度はリースの最終年とお聞きしました。これが終わった後のこのタブレットの活用というのはどういうふうになるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 奈良議員のご質問にお答えします。

農地現地調査支援タブレットパソコンリース料についてでございますが、こちらは既に農林課にありますデスクトップパソコンに導入済みの森林・農地管理システムと同じ地図を表示できる地図ソフトをタブレットパソコンにセットアップし、タブレットの持つGPS機能の利用及び現地での地図利用並びに調査結果の整理の手間と時間を短縮し、業務の効率化を図ることを目的に使用しております。

機能としましては、農地利用状況調査におきまして、現地で地番、現況利用状況、過去の利用状況などが把握できるほか、また利用状況調査では農地を耕作している農地が多数あるため、一括入力できる等などの機能がついてございます。

また、リース契約の期間でございますが、こちら平成30年8月4日から令和4年7月31日までの4年リースとなっておりますが、リース契約が終了後には無償譲渡できるよう確約書を交わしております。

説明につきましては以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） よく分かりました。

続いて、同じ6款の里山整備事業、99ページ。昨年度の当初予算が1,818万3,000円、本年度が313万5,000円と約6分の1近い数字になってしまった原因と伺いますか、高山村はきれいに里山が整備されて、事業というのはこのまま続くのかなというふうに思っていたんですが、6分の1に下がった理由と伺いますか、それを説明をお願いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 奈良議員のご質問にお答えします。

里山等環境整備事業についてでございますが、奈良議員の質問のとおり、令和3年度予算313万5,000円、令和2年度予算1,818万3,000円と、前年度と比較しまして1,504万8,000円と大幅な減額となっております。この主な要因についてでございますが、まず、12節の委託料におきまして、令和2年度まで村内の草刈り作業の業務委託料としまして里山森林環境整備事業業務委託料990万円を前年度計上しておりましたが、事業見直しによりまして、令和3年度から道路沿いの草刈り作業は建設課事業で行うようになったため、前年度の990万円が減額となっております。

また、14節の工事請負費におきまして、令和2年度事業で作業道の補修工事526万1,000円を計上しておりました。しかし、令和3年度では工事の予定がないため526万1,000円の減額等によりまして、この2つの事業が主な要因となっております。

説明については以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） よく分かりました。

何か作業している方の仕事量が減っちゃうのかなとちょっと心配したもんですから。ありがとうございました。

続きまして、7款商工費、107ページになります。観光交流館整備事業の中の、先ほど野上議員のほうから詳しい村長の決意等を聞かせていただきました。私は、この中の加工場に関して質問をさせていただきます。

高山村の、今、枝豆のB級品というんですか、本来出荷できないやつを、もったいないので加工にできないかというのが発想されたことのようにですが、加工場に関しまして加工場の運営、そして中の人員体制といいますか、あとは製造する現在料はどんなものが全部できるのか、そしてどんな形で販売されるのか、そんなことを伺いたいと思います。

村の中にはすばらしい原材料がたくさんあると思います。どのくらいのものがどのくらいできるのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

奈良議員のご質問にお答えをいたします。

観光交流館の加工場、一階のところに加工場を設置する予定でございます。実際運営の関係なんですけど、今現在、指定管理者である振興公社と今後話を進めていく中で、責任者等にも実際経験者もしくは有識者を入れて、体制的には3名程度で運用をしたいという形になっ

ています。ただ、振興公社の関係、人員の方もいますので、調整を図りながら振興公社の人  
もなるべくそこで人数を増やさない体制で調整ができればという形で、まず考えております。

その関係については、振興公社と地域振興課のほうで経営戦略の中で少しずつ検討して、  
オープン前には確立をしていきたいと思っております。

原材料の関係なんですが、先ほど奈良議員から枝豆のはね出しということがありました。  
実際加工ができるものについては、1日300キロ程度という形で把握をしております。その  
中で原材料については、枝豆だけじゃなくて、どうしても夏の枝豆がメインになります。た  
だ、村には大変生産物がいい生産できる農家さんもいらっしゃいます。例えばサツマイモ等、  
あと新鮮な野菜、あとジャガイモ等も1.5次加工には向いていると思います。ペースト状に  
して、道の駅もしくは来場者の方に販売をしていければと思います。

また、経営の戦略としては、その生産品がどのくらいできるかの量にもよるんですが、道  
の駅では、……部分については近くの道の駅、そして取引業者さんのほうで話を進めていっ  
て、その辺についてはあらゆる手段を使いながら経営戦略を進めていきたいと思っておりますので、  
どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） この間の議案調査の中でいろいろな説明の中で、先ほど課長のほうか  
ら言われたペースト状にしてアイスクリームとか、ジェラートというんですか、アイスクリ  
ームにしたりとかペーストにして販売したりとかというふうなお話をお聞きしました。私も  
いろいろな会社をちょっとネットで調べてみました。何社かあるんですが、国産を扱う会社は  
数はまだ本当に少ないと思います。台湾産の枝豆を使ったところが大半だと、今はそんなふ  
うに思います。経営戦略で本当にいいものを提供すれば、全国展開事業みたいな形でできる  
のかなと、そんな思いがあります。

ですから、本気で取りかかっていたらと、これが高山の農業の一つの起爆剤になるのか  
なというふうにも考えます。そういう意味だとすごく期待を持てる事業かなと、そんなふう  
に思います。

村長も一緒したんですが、アイスクリーム1個にしても、台湾に行ったときだと思っ  
ますが、宮原眼科というところへ見学に行ったときに、アイスクリームがすごく有名で、そ  
のアイスを食べにそこに来る人が集まってくるというようなこともあります。自分でも研修  
に行ったところで、山梨県の北杜市の清里というところで、清泉寮のソフトクリームは全国

でも5本の指に入るとかといって、山の中でも長蛇の列を作って買い求める人がたくさんいます。こういうことを考えると、一つのもので十分に村おこしができるのかなと、このように考えます。

ぜひともそういうので、一つの起爆剤になるように、戦略を十分に練ってやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 奈良議員、どうもありがとうございました。

執行部としても、生産農家さんのお知恵をかりながら、また議員各位の知恵をかりながら進めていきたいとします。経営戦略の中で知恵をかりながら実際に進めていければ、いいものができるとうちのほうも確信をしていますので、ぜひ議員各位のほうもお知恵をかしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） やっぱり同じくこの観光交流館のことで質問をさせていただきます。

農林建設として、令和元年だったですか、飛騨高山のほうの観光交流館を視察に行っていました。そのとき、向こうの観光交流館の人に、そこでやっているいろんな事業、高山市ですから市民の人が始めようとしたら、即観光交流館は支援をしてやめますという返事もらった覚えがあります。そして、今、高山の観光交流館としてカフェだとか、ジェラートだとかいろんな計画が上がっているようでございますけれども、先ほど奈良議員が質問しました枝豆の関係だとか、そういうものの販路が決まって、村民の人たちがそれを自分たちで組合でもつくってやろうかというふうになったら、こういう事業はやめるのか、そして村民の起業した会社を側面から応援するようにするのか、その辺をお聞きしたいんですが。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

小林議員のご質問にお答えをいたします。

実際にはまだ始まっていないので、何とも言えません。ただ、指定管理者であります振興公社と話の中で、お願いをする部分は大きいと思います。その中で、例えば住民の方、農家さんの生産者の方がぜひこういう事業と一緒にやってほしいという形になれば、それなりの施設をつくるのか、もしくは同じところですかというのは、また今後の検討課題だと思うんですが、今のところについては振興公社にお願いをして経営をしていただく、その中

で住民の方も巻き込みながら、ベースをつくっていただいたり、また新鮮な野菜も作っていただけるので、その分で利益を上げていただきたいと思います。また、その中ではね出し等があった場合については、そういう事業をやりたい場合については、今後、課題等もクリアをして、どういった方法で市民主導の直売所、そういう形ができるかをちょっと模索をしながら考えていければと思います。よろしく願いをいたします。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） この問題が出てきたときに、私、これ視察に行っている関係でこういう質問を一度したことがあると思います。そのときは自分の覚えている限りでは、その村民に起業をしてもらいたいと。またそれが観光交流館の一番の役割だと思うんですね。つまり、これを見ていると、全て道の駅側でやっていこうという考え方で、村民が見えてこないんです。その辺のところをもうちょっと村民に起業意欲を起こさせるような経営の仕方、そして、もちろん村民はそこを借りてやろうなんて考えてはいないと思います、事業を始めるとなれば。みんなで組合を作って、どこかにそういう施設を入れて、それでそこでやろうと。

ただ、なかなかそういうことに手をつけられないのが販売経路だと思うんですね。その販売経路というものをつけてやるのが行政の半分以上の役目があるのかなという気はしております。どうか自分たちだけでやろうとしないで、村民にどんどん参加してもらってもらえるような考え方を持っていただけないか、そういうふうに強く感じた次第です。

そうすると、村民に起業意欲、野菜をこうにして売ってみようか、野菜を野菜のまんまで売るんじゃないかと、6次産業ということですが、こういうふうに加工作って売ってみよう、こっちは野菜は加工してやってみよう、そういう活力が生まれてくるんだと思います。そういうことを促すのが一番の目的じゃないかなと、私はこの観光交流館の件で一番強く思っているところであります。

それで、自分たちが起業すれば一生懸命やるんです。その起業が何でできないのかというと、販路が確立できない、これが一番の原因だと思います。そういうところを通じて道を開いてやるとか、こういうふうに販路があります、皆さんやりませんかというようなことをやるのが、観光客とかそういうあればっかりじゃなくて、やっぱり村民に活力を与える。夏場の野菜、直売所に朝行くと、高山村の人たちが野菜を売って、活力いっぱいですよ。ああいう形をここでも見られるような運営の仕方、一緒にやっていただけたらと思うんですが、その辺のところどう考えているか、お願いします。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 当然、この観光交流館は村の人たちの施設ですから、当然そこには村民の方も参加してもらわなきゃ困る。そういうふうに私たちは道筋をつけていきたい。当然のことです。意見をいただいてありがとうございます。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） 村長、今そのように答弁いただいたんですけども、もしここ、例えばジェラート、これ技術要らないんですよ、機械があればできる。そして、確かに先ほど奈良議員がどこかに行って、アイスクリームが有名だとか、生牛乳を使って、こういうふうなものを使って、高山の野菜を使ってアイスクリームにすれば有名になるかもしれない。有名になったら、ああ、自分たちもやろうかと当然考えるのが村民だと思います。そのときに、このジェラートのあれだって1,300万ぐらいでしたっけ、こういう機械が。だって村民が始めれば、道の駅でこれやるわけにいかないですよ。そうするとジェラートの機械はどうなっちゃうのか、この予算。そういうところを心配しているんですよ。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 高価な機械ですから、これはとても捨てるわけにはいかない。当然それは後に使えるように、みんなで考えていこうと、そういうことになろうかと思えます。

また、この加工場についても、有効な開発があれば、またそれはそれでいいとして、キムチとか、こういうのだって既成のものでもいいものを作れば売れる、そういう考え方も必要かと思えます。新商品が次から次へとできるはずはないんですから。そういうことも考えながら、ビジネスに近くなっていくかもしれませんね。そういうことでございます。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

ジェラートの機械につきましては高価なものでございます。村のほうで今回については整備をさせていただいて、住民の方も巻き込みながら、村の宣伝、農産物の宣伝も兼ねて、PRをして売上げか上がってくればいいと思います。その部分についてはあくまでも村民の方が起業したり、そういう形の道筋を立てるための準備段階でもあります。もし住民の方にそういう方が出てくれば、村としてはすごい大歓迎だと思うんですよ。

ただ、それがライバル、利益を分かち合う部分があればいいんですが、そういうところが増えてくるのであれば、だんだん、だんだん村のほうも考える必要があると思います。ただ、村の人がこういう施設を造っていただいて、本当に運営をしていただくのが村にとっては一番ベストなのかなという考えを持っているので、今後そういう部分を含めてできればと思

っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 次に、8款及び9款について質疑を行います。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 113ページ、8款1目4項住宅費の中山団地管理事業なんですけれども、整地した後の執行部の考え方というか、その方向性を教えていただけるとありがたいと思います。

議長（林 昌枝君） 建設課長。

建設課長（飯塚優一郎君） お世話になります。平形議員からの御質問で、中山団地で4棟ばかり除却している、空いている土地の利用についてご質問でございますけれども、村では、今年度、高山村の公営住宅の長寿命化計画というのを作成いたしました。こちら出来たたなので、まだ議会の皆さんにはご披露していないんですけれども、今まで尻高団地から建設を始めて、中山団地等、村営住宅、公営住宅のほうを建設して管理をしておりますけれども、古い団地につきましては大分老朽化が進んでおります。尻高団地についてはまた土砂法の関係でイエローゾーンの部分に立地しているということもございまして、こちらのほうを除却して、新たな場所に移動して建設する。また、中山団地の初期に造ってある住宅についても老朽化が進んでおって、建てかえの必要が出てくるなど、こちらのほうの長中期的な計画のほうを今回立てさせていただいております。

そんな中で、今空いているところに先行して住宅を建設して、次々に、古い順に除却するなど、今空いている土地を有効に活用しながら再建するもの、また長寿命化の補修をするもの、そういうものを区分して住宅のほうの管理を進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 116ページ、予防消防活動補助金交付事業の中で、山火事パトロールというのがあります。足利市での大規模な山林火災に続きまして、2月25日に桐生市黒保根で発生しました山林火災について、群馬県議会の一般質問の中で、消火活動においてジェットシューターの不具合が発生していたことを地元の議員が発言していました。本村においても同様な山林火災が発生するかもしれません。山林火災では、ジェットシューターが消火活動の主要な手段となると思います。常日頃から消防ホースの点検については、うるさいよう

ですが、うるさいほどお願いをしています。

つきましては、ジェットシューター等についても、ジェットシューターを余り使う機会がございません。ですので再度一斉点検をお願いして、防火活動、ぜひ消防団にお願いしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 山口議員のご質問ですが、ジェットシューターにつきましては山林火災、水利のないところの消火には有効な手段として各分団に全部で41基配備させていただいております。このうち5基が今年度新調いたしまして、各分団に配ったわけなんです、点検につきましては、消防車の点検があるごとに点検してほしいという旨は消防団には言っております。

また、今年度はなかったんですけれども、ふるさと祭りの花火の警備の際には、ジェットシューターを使ってそれぞれの現場で、花火の火が落ちても火事起きないような態勢で、その時点でも点検をさせていただいているわけなんです、今山口議員言われたように、改めて消防団員に対して点検するよう、また指導していきたいと思えますので、ひとつご理解よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） ありがとうございます。

こういったものは使わないというか、そういう機会がないのが一番だと思います。でも常日頃からのやっぱりこういう点検に取り組んでいただく、これが一番かなと、最高かなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 118ページの9款1項4目防災行政無線なんですけれども、火災発生時、広域消防無線の住所による発生場所の放送では、地元消防団員も迷う事例が発生しております。広域放送後、役場独自の行政区と発生場所を特定後、防災無線での放送ができないんでしょうか。お願いします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 後藤議員の質問にお答えをいたします。

火災発生時の対応は、高崎の指令センターで一括して受け、吾妻広域消防中之条分署に

において放送をしてございます。これは群馬県下同様の方法をとっておりますが、この方法になってから場所の特定がしづらいつらいつらといった話は結構聞いてございます。この放送内容の改善には、消防関係と十分な協議が必要となり、ここで訂正するには検討課題となっております。

議員ご質問のとおり、役場での対応ということでございますが、役場で広域での放送を受けた後に場所を特定し、放送するまで、役場でやる場合には結構時間がかかる場合がございます。また、土・日や夜間の対応では緊急放送にすぐ対応できない場合もございます。職員が1人であるということもございまして、そういったこともございまして、この件については十分検討の余地があるのかと思います。

また、消防団員に対する対策といたしまして、今年度、IP無線機を導入いたしました。このIP無線機については村内でも村外でも通じる無線機になっておりますので、この無線機を通じ消防担当より消防団員に対して場所を指示する、こういったことを今考えてございまして、こういったことをご理解いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） そのような方法で火災現場にいち早く駆けつけられるような方法を考えていただきたいと思っております。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） 119ページ、消防費、9款2項ですが、その中で一番下の国土強靱化計画策定事業委託料について、どんな内容か教えていただきたいと思っております。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 佐藤議員のご質問でございまして、国土強靱化地域計画について目的のほうをお話をさせていただきます。

この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画を策定するものとなります。高山村におけるこれまでの自然災害の発生状況や各種被害想定、ハザードマップ等のリスクの分析に必要な情報収集を行うとともに、地域防災計画など関連する既存計画、国土強靱化基本計画、群馬県国土強靱化地域計画に沿って、高山村の実情を踏まえた上で作成するものとなります。

この計画は、村の様々な観点から災害時のリスクを洗い出し、防災部門だけでなく、治水、

砂防、インフラ、農地、防災教育など各方面での事前防災の施策を講じるため全庁的に協議を行い、計画に盛り込む必要がございます。

この計画に反映された施策につきましては、国が示します各省庁からの財政措置の重点配分、優先的に財政措置を受けることができるというものでございます。国からの指示もございまして、この国土強靱化基本計画については策定をするというものでございます。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩といたします。

2時10分から再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

議長（林 昌枝君） 再開します。

次に、10款について質疑を行います。

山口議員。

6番（山口英司君） 128ページをお願いいたします。

10款教育費、小学校教育振興事業の中でパソコン保守等委託料、タブレット型端末リース料、この辺についてです。小学校も中学校も同じだと思います。

NHKの「ほっとぐんま630」で、GIGAスクール構想が本格的に実施になるということで、高山小学校が紹介されました。GIGAスクール構想により、高山小と高山中学校におけるハード面は整備され、充実していると思います。今後の課題はソフト面における取組だと考えます。

番組によれば、教員も戸惑いの連続で負担になっているということですが、高山小学校は拠点校に指定され、県内の先行事例ということで注目されています。全ての教員がコンピューターを活用して指導できる体制をつくっていただき、学びの在り方のモデルを構築していただきたいと思います。

答弁をお願いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） それでは、山口英司議員の質問にお答えします。

教職員のICTに係る資質向上についてですが、学校教育では一般的に校内研修などが基本となります。校内研修は、会議形式の話し合い、1人の先生の授業をみんなで参観し、その後、授業について意見を出し合う授業研究会、指導主事を講師に招き授業を参観していただき、ご指導や講和をいただいたりすることが中心になります。

本年度は、高山小学校では月1回以上の校内研修を行い、その中心が全員の先生がICTを活用した1人1授業を行い、意見交換をしながら先生方の資質向上を図りました。

さらに、県教育委員会指導主事と吾妻教育事務所指導主事を講師とした授業づくりと公開事業などを行い、先生方の疑問や問題点などの解決を図りました。また、ソフト開発業者を講師にオンラインで使い方の研修を行いました。

3月に入り、今月ですけれども、県教育委員会の協力の下、県の動画構想スタジオ、「ツルノス」のユーチューブ動画にて高山小学校の公開授業と授業研究会の様子を関係する学校にウェブ公開し、ウェブ上で感想や意見についてアンケート形式で回答をお願いしています。その結果をもとに、さらに今後改善していきたいと考えています。

来年度は、高山小学校は引き続き県教育委員会指定のICT活用推進プロジェクトの拠点校、中学校ですが、新たにICT活用推進プロジェクトの実践推進校の指定を受ける予定になっております。さらに来年度は、吾妻郡の全小中学校をオンラインで結び、校内研修を実施し、その場で高山小学校の実践を発表したり、意見交換をしたりすることが予定されています。

ご指摘のとおり、まだまだ教員の資質向上の面につきましては課題があるというか、今後さらに取り組んでいく必要があると思うんですが、この指定により、小中学校とも来年度はICT活用が一層進むとともに、県教育委員会と共同の研究を通して教職員のICTリテラシーの向上を図り、児童生徒のより充実した教育を実現させていきたいと考えております。

以上、山口議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 山口議員。

6番（山口英司君） こういったところは教育長の得意分野かなというふうに思います。既に古くなったタブレット等を活用して、それを再利用というんですか、再活用というんですか、大分取り組んでいただいているという話でございます。とにかく新しい取組になりますので、先生方も戸惑いも多いと思います。ぜひとも群馬県の小中学校をリードしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（林 昌枝君） 林議員。

3番（林 和一君） 123ページ、10款1項3目の教育政策費になりますけれども、中学生海外派遣事業についての質問を行います。

現在のコロナ禍にありまして、この事業が実施できるか否か非常に微妙な状況にありまして、憂いているところでもございます。3年度では2年生と3年生の2学年分を計画することとなっておりますけれども、仮定の話はしたくないところでもございますけれども、万が一、実施できないような状況となった場合には、議案審査の中でも申し上げましたけれども、3年生にあっては感動を覚え、記憶に残る何らかの代替策を計画してほしいと考えております。

現時点では見通しは何とも分からない中ではありますけれども、早い段階から並行して配慮されたいと考えますし、生徒並びに父兄の対処の仕方について考えているところをお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 林議員の質問に対してお答えいたします。

海外派遣事業につきましては、令和2年度、今年度におきまして8月から11月への延期を含め、事業実施に向けて大変苦慮したところでもございます。実施できないとの結論に至りまして、令和3年度に3年生、2年生を派遣する方向で予算計上させていただきました。

令和2年度、今年度の事業中止から来年度、令和3年8月の実施に向けて旅行会社やオーストラリアの現地スタッフと連絡を何度となく情報収集のため連絡を取り合っているところですが、旅行会社によりますと、現時点、3月現在でオーストラリア政府は永住権を持つ者以外の入国を禁じているような状況でございます。3か月後の見込みも同様との予想であるということでございます。

このため、今年8月に実施するには3月中に実施できるか、できないかの判断をしなければならず、実施できない場合、2年生は1年送りとして、3年生の夏に実施を考えております。3年生につきましては、学校とも相談をしたところなんですけれども、受験のことを考えたり、教員の引率のことを考えますと実施は難しいとの考えを持っております。その場合の代替案でございますが、海外派遣の趣旨であります語学力の向上と国際性豊かな人間の育成を達成できる代替案を検討したいと考えております。

その際に、保護者会などを開催し、詳しく経緯を説明するとともに、意見をよく聞いて、

よりよい代替案を考えていきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

野上議員。

5番（野上富士夫君） 146ページから147ページにかけての10款教育費、6項1目保健体育総務費の中の公民館対抗のスポーツ大会について教育長にお伺いをしたいと思います。

高山村においては、スポーツを通じて健康増進と参加選手相互の親睦を図り、明るい村づくりのため12公民館の対抗によるスポーツ大会として、昭和の時代より全ての公民館が参加し、野球大会、卓球大会、バレーボール大会は盛会に開催されてきました。令和3年度においても例年どおりの大会の開催が予定されております。しかし、最近は若年層の減少によりチーム編成が困難な公民館が出現しております。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により全ての大会が中止となりました。最近実施された令和元年度における参加チームの状況を見ますと、野球大会では12公民館中の参加チームは8チームでしたが、ホテルのため1週間延期となり、最終的な参加チームは3チームでした。

また、卓球大会の参加は7チームで、バレーボール大会は、男子9チーム、女子7チームの参加でした。このような参加状況を見ますと、従来からの公民館対抗はそろそろ見直す時期に来ているのではないかと思います。教育長のご所見をお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 野上富士夫議員のご質問に対してお答えいたします。

高山村では、野上議員の言われるとおり、各種分館対抗スポーツ大会を開催してきました。令和2年度はコロナ禍で全てが中止となり、令和3年度につきましては全ての競技を行う予定で予算を計上させていただいております。実施できるか、実施できないかも、参加分館がどのくらいになるかちょっと予想がつかない状態ですが、村民の生涯スポーツの推進という立場から、また健康増進に寄与する立場からしますと分館対抗が難しくなった場合のスポーツ大会の実施方法を考えること等、親睦の深まる活発な分館活動が行える事業も同時に検討していく必要があると考えております。

実際、令和元年度から合同チームを各スポーツ大会認めていますが、これからも各分館の意見を十分に伺った上で、今後の分館対抗スポーツ大会の開催方法につきまして検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 野上議員。

5番（野上富士夫君） ただいま申し上げました野球大会、卓球大会あるいはバレーボールにつきましても、それらの種目を好んでスポーツに打ち込んでいる方も少なくないと思います。ただ、それらの大会が公民館対抗にはそぐわないような状況でございまして、ただいま教育長が言われたような形で、また新しいスタイルでそういったスポーツの振興を図っていければ、なお結構かと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 123ページの10款1項3目教育政策費についてです。学校運営費交付事業の中の交付金について御説明願います。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 後藤明宏議員の質問に対してお答えいたします。

この事業は平成14年に新設されまして、近隣町村でも例がなく、本村独自の教育政策の一つとして、学校、園運営にとって大変有効かつ貴重であり、現場の教職員にとっても安心して学校運営や園児、児童生徒の指導に取り組むことができいております。

目的は、学校運営に必要な費用として、校長の裁量により自由に支出できる予算ということで交付しております。

使用内容につきましては、緊急的に発生したもので、子供に直接還元できるものとしては、教材、消耗品、備品等があります。また間接的に還元できるものとして、講師の謝礼や教職員研修の補助等となっております。

また、施設の緊急的な補修や整備のシステムに対応したものなど、それぞれの学校、園運営に関して様々な場面で有効に活用しております。

私からの説明は以上でございます。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

1番（後藤明宏君） 幼小中の割り当てというか、それはどうなっているのでしょうか。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 来年度からこども園になるわけなんです、こども園が20万、小学校が25万、中学校が30万円という割り振りになっております。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） 10款教育費の134ページからのこども園について質問させていただきます。

4月1日からこども園でスタートするということなんです、高山村のこども園は幼稚園型と聞いております。ほかの町村での幼稚園型というのはどのくらいあるのか。

また、幼稚園からこども園に大きく変わるところ。そして今まで幼小中連携による一貫教育というような形で進めてきたと思います。自分もこの一貫教育をぜひやってくれというような立場でございました。そんな関係で、今後、こども園になってからどうなっていくのか、この辺のところを教えてくださいたいと思います。

そして、将来的に、今幼稚園型じゃなくて、これがこども園というゼロ歳児からですか、そういうふうな形に持っていかれるのかどうか、その辺のところも教えてくださいたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 奈良議員の質問に対してお答えいたします。

まず、私のほうから郡内での認定こども園の状況でございますが、幼稚園型認定こども園としては、東吾妻町の5園、それと長野原町の2園がございます。また、認定こども園に変わることによって大きく変わるところでございますが、先ほども説明いたしましたが、幼稚園と保育所を行き来しなくなり、移動して教育、保育を行うことがなくなるということが1点。それと、園児の健康状態の把握など、同じ先生が見ることできめ細かな園児の変化に対応できるということが大きなメリットだと考えております。

私からは以上でございます。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 私のほうからは3つ目に出ました、今までやってきました幼小中の連携による一貫教育になります。平成14年から始まりましてすばらしい成果をおさめているというふうに思いますし、応援していただいた奈良議員については大変有り難く思っております。これにつきましては、もう一つの流れというんですか、自然の流れになっておりますので、こども園になっても、こども園と小中学校の連携による一貫教育は進めていき、情報交換をしていきたいと思っております。この関係がありまして、数年前から兼務で中学校の英語の先生が小学校5、6年生の英語の授業をする、中学校の先生が技術家庭の先生がいくということで、吾妻教育事務所のほうもこれを早めに認めてもらいまして、郡内で最初に兼務をし

ていただけるようになったのもこのおかげではないかなというふうに私は思っております。ぜひ続けていきたいと思えます。

なお、本年度全員が集まることがなかなかできなかったんですが、部会ごとには集まって、いろいろなお話を相談をしたりということを進めてまいりました。ぜひまたご協力いただければ大変有り難いなというふうに思っております。

それから、4番目の質問なんですけど、今、幼稚園型認定こども園を零歳児からのこども園にというお話ですが、どうしていくんだということなんですけど、ただいま将来の子供の在り方でございますが、これから4月にこども園を開園するわけでございますので、零歳からの保育を含めたこども園の構想につきましては、今のところ考えておりません。ただ、情勢の変化に合わせて対応していかなければならない場合が出てくるかもしれませんが、今現在では、来年度の幼稚園型認定こども園に全力を注ぎたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 丁寧な説明ありがとうございました。

最後に、こども園が変わるために先生方とか、教職員の方々が大変ご苦労なさると思えます。ぜひ先生方のケアというんですか、そういうのも心配していただいて、こども園がスムーズにこども園に移行するように、よろしく願い申し上げまして、終わりにします。

以上です。

議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 同じく148ページの教育費の体育施設費の保健体育費ですけれども、17番の乗用芝刈り機購入費とあるんですが、村ではこんなにいっぱい芝生を管理しているのでしょうか。私が理解するのは少ないんですけども、校庭の面積的には乗用の機械をこれだけ買うのは、ちょっと大き過ぎるようには受けたんですけども、でかい面積を管理するんであれば、それとも今まである芝生刈機が老朽化というか、新しく買い替えるのでしょうか。ちょっと余にも大きなような感じがしたんで。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 平形議員の質問に対してお答えいたします。

現在使用している乗用芝刈り機でございますが、これにつきましては平成12年に保健福祉センターのほうで購入したものを教育委員会のほうで専用で使っているような状況でございます。現在、芝を刈っているところが中学校の芝グラウンド、それから幼稚園の芝グラウン

ド、それと保育所の芝生の管理、それからいぶき公園の芝生の管理、多いときでは週に3回程刈っているような状況でございます。平成12年に購入していただいたものを、こちらで借りて使っているような状況でございますが、現在老朽化が進みまして、今年度につきましても3度修理に出しております。部品のほうがもう調達をできないような状況ございまして、部品を加工して直しているような状況なんです、直ってくるとまたすぐ壊れるような状況で、保健センターのものを借りて大変申し訳ないですけれども、こちらのほうで来年度、購入いたしまして、保育所、幼稚園を含めた管理を行っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（林 昌枝君） 平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 買い替えとか、管理とかが分からなくて、校庭のあれだけの面積、勉強不足でちょっとあれだったんですけども、中学校の校庭のあれだけのこれだけのあれを使うんかと思ってちょっと質問したんですけども、ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 次に、12款から14款及び歳入について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 次に、議案第34号から議案第40号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など、質問箇所を明示してからお願いいたします。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） ちょっと通告してなくて申し訳ございませんけれども、土地開発の7ページになります、宅地造成事業ということで、議案調査の中でも9区画とかをある程度整備して、来年度は土地の測量とか、そういうものを進めていくということなんですけれども、この辺についてちょっと内容を分かる範囲でお知らせいただければと思います。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

土地開発ということで、令和3年度におきまして宅地分譲を予定しております。特会のほ

うで計上しているものについてはあくまでも管理費ということで、用地の選定、そして設計までを来年度で行うような形になると思います。設計については、大体5,000平米、9区画程度、6から10くらいの形を予定をしているんですが、場所にもよるかと思います。場所を見ながら設計するような形になります。

ただ、こちらのほうに用地の取得というのは入っていないのは、基金のほうで購入を考えております。その部分については基金のほうで土地を買って、来年度、令和4年度にもし事業展開できるのであれば、基金のほうから買戻しをするような形で事業のほうを進めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

4番（後藤 肇君） 分かりました。

それと、その内容について、場所とかそういう選定も多少は考慮という、ある程度何か見えている範囲があればお知らせいただきたいかなという気はするんですね。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 場所については、村長の前に答弁もありましたが、立地条件が良いところ、それを含めてこれから選定をしていければと思います。もし議員さんのほうでも、いい場所とかそういう情報があれば、こちらのほうに教えていただければ有り難いと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

4番（後藤 肇君） あと、これはどういう形で分譲していくか分かりませんが、ぜひ人口が増えるような形、システムをとっていただいて、全部例年にじゃないですけども、何年か前の通常販売みたいな形ではなく、何かこういう鍵を作っていただきながら、人口をプラスできる方式をご検討いただければ有り難いかなと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第33号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号 令和3年度高山村一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号 令和3年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和3年度高山村水をきれいにする特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第42、議案第42号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第42号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ39億7,547万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として国から新たに100万円が追加交付されることとなりましたので、増額するものでございます。

補正予算の詳細な内容につきましては保健みらい課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

議長（林 昌枝君） 保健みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 議案第42号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第10号）に関する補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、厚生労働省から県を通じ、新型コロナウイルスワクチン接種に関する記録システムの改修について、全市区町村に追加で100万円を追加交付すると、3月1日の夜にメールにて連絡がありました。

本村では、令和3年2月22日に開催された第1回高山村議会臨時会において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として447万円を増額を可決していただきましたが、その予算に加え本年度の事業として実施したいものです。

まず歳入ですが、補正予算書の7ページをごらんください。

15款2項3目1節の衛生費補助金として100万円を計上いたしました。

次に、歳出ですが、補正予算書の8ページをごらんください。

4款1項2目12節の委託料において接種記録システム改修委託料を100万円計上いたしま

した。

このシステム改修の内容ですが、まず、今回のワクチン接種では、村の健康管理システムの接種に関する情報を管理いたします。そして、接種した人についても登録をいたします。その登録した人を国で管理するV - S Y Sというシステムに連携をさせるため、村の健康管理システムから連携用ファイルを作成するためのシステム改修となります。

なお、費用は全額国が負担する10分の10の補助金となります。

以上で、議案第42号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第10号）に関する補足説明といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

議長（林 昌枝君） 日程第43、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

#### 議員派遣について

議長（林 昌枝君） 日程第44、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

#### 閉会の宣告

議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件全て終了しました。

会期14日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和3年第1回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時46分